

令和5年第2回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和5年6月26日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 下垣内和春 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 堀越 賢二 議員

令和5年6月26日開議

(令和5年6月26日)

| 議席順 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----|-----------|-----|
| 1 | 平 井 明 道 | 出 席 |
| 2 | 村 上 ま ゆ 子 | 出 席 |
| 3 | 蕎 麦 田 俊 夫 | 出 席 |
| 4 | 下 垣 内 和 春 | 出 席 |
| 5 | 今 田 佳 男 | 出 席 |
| 6 | 山 元 経 穂 | 出 席 |
| 7 | 高 重 洋 介 | 出 席 |
| 8 | 堀 越 賢 二 | 出 席 |
| 9 | 川 本 円 | 出 席 |
| 10 | 大 川 弘 雄 | 出 席 |
| 11 | 道 法 知 江 | 出 席 |
| 12 | 吉 田 基 | 出 席 |
| 13 | 宇 野 武 則 | 出 席 |
| 14 | 松 本 進 | 出 席 |

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|----------------------|---------|-----|
| 市 長 | 今 榮 敏 彦 | 出 席 |
| 副 市 長 | 新 谷 昭 夫 | 出 席 |
| 教 育 長 | 高 田 英 弘 | 出 席 |
| 総 務 企 画 部 長 | 平 田 康 宏 | 出 席 |
| 観 光 ま ち づ くり 担 当 部 長 | 國 川 昭 治 | 出 席 |
| 市 民 福 祉 部 長 | 塚 原 一 俊 | 出 席 |
| 建 設 部 長 | 梶 村 隆 穂 | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 教 育 次 長 | 沖 本 太 | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 参 事 | 富 本 健 司 | 出 席 |

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和5年第2回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、下垣内和春議員の登壇を許します。

4番（下垣内和春君） それでは、議長から登壇の許可をいただきましたので、令和5年第2回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。新風会の下垣内でございます。どうかよろしく願いいたします。

まず最初に、1、自然災害、地震等に備えた平常時からの取組について。

近年、全国各地で自然災害や地震等が多発し、多くの被害が発生しています。本市は、令和5年度も災害に強いまちづくりを重点テーマとして、令和3年大雨災害からの復旧・復興や本川流域の推進対策事業をはじめとする緊急自然災害防止事業、浚渫事業等を計画的に防災・減災対策に努められています。

また、令和4年12月に竹原市避難情報等の発令・伝達マニュアルを改定されました。自分の地域がどんな場所か、災害が起きたらどう行動を取るべきかを過去の教訓を学ぶことで自分の命を守ることにつながります。

そこで、次のとおり伺います。

1、森林環境譲与税は、市町村においては森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされています。激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策に充て、三次災害危険地区や重要インフラ施設の周辺、氾濫した河川の上流域等を対象とした間伐等の森林整備を推進するとともに、防災機能の強化に向けた林道の開設や改良等を推進するための使い道として計画されておられるか伺います。

2、広島市の盛土産廃処分場拡張に環境省は法的に問題なしとしたが、土砂災害のリス

クへの感度を高めて広範な視点で点検し、市民の不安が生じないように注意する必要があります。宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日から施行されました。本市の盛土等の安全性の確保をどのように行っていくのか伺います。

3、災害のリスクへの備えとして、家の周りの点検・整理が大切です。地域の水路等を見て回ることをしておりますが、国道、県道、市道横の水路、特に山際の水路は管理不足のためごみ等が詰まり、大雨等の災害時に避難経路として使えない状況にあります。この状況の改善策について伺います。

4、道の駅たけはらは防災拠点にも位置づけられており、自家発電設備や受水槽を単独で有していることから、災害時などに電気や水の供給が止まった場合にもトイレの使用ができます。通常のリ線が使用できなくなったときにも通話ができる非常用の電話の設置等、国土交通省に提案して設置を考えているものがあるか伺います。また、各避難所でも整備の改善がなされているか伺います。

5、災害からの逃げ遅れゼロに向けて、市民の防災意識の向上を図るための取組について伺います。また、防災と福祉の連携による要配慮者への支援について伺います。

6、竹原市消防団第6分団女性消防団について、令和2年8月号の「市民と議会」で特集を組みました。広報や救急法の指導等、活動されています。消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として女性消防団を採用するという動きも全国的に広まっています。女性の持つソフトな面を生かして、住民に対する防災教育及び応急手当ての普及指導等においては、特に女性消防団の活躍が期待されています。要望している活動拠点となる屯所について設置の意向があるか伺います。

続きまして、2番目に参ります。

2、竹原市の環境を取り巻く状況について。

令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする竹原市観光振興計画が策定されました。

本計画では、今ある資源の磨き上げを行うとともに、新たな資源の発掘、今ある資源と新たな資源の融合を行い、本市に眠る無限の可能性を呼び覚ます施策を推進するなど、観光コンテンツづくり、誘客の基盤づくり、誘客の仕掛けづくりの3つの施策に取り組むこととされています。

持続可能な観光地域づくりの推進について、次のとおり伺います。

1、竹原市のイメージとして、塩作り、海、日本遺産、温泉については、十分浸透して

いないものの、興味のある割合は高い傾向にあります。しかし、かんぼの宿竹原は観光振興で天然温泉が湧き出る湯坂温泉郷の重要な一つでありながら再開されていません。再開のめどがあるのか伺います。

2、竹原は、慶安3年、1650年から昭和35年、1960年まで約310年間、塩作りで栄えた町です。竹原塩田9番浜跡は釜屋の煙突も存在し、当時の塩田の痕跡を示す貴重な遺跡です。9番浜の東を流れる江戸堀もほぼ当時の様子をとどめています。この塩田遺跡を後世に残すべく、竹原郷土文化研究会の方々が活動されています。しかし、人口の減少により、地域資源、コンテンツの担い手が減少し、次世代に継承できないおそれを感じております。このような遺跡の保存についての今後の取組について伺います。

3、ウサギの楽園大久野島は、過去に毒ガス製造の歴史を持つ島でもあり、平和学習で受け入れる重要な場所ですが、外国人受入れ対策、混雑対策、湧水対策等の課題を抱えています。今後の課題解決に向けての取組を伺います。

4、公共下水道が整備されることにより、その地域内では水洗便所の使用が可能になるばかりでなく、雨水や台所などの汚水が衛生的に排除でき、地域の生活環境そのものが大きく向上します。町並み保存地区、浪漫てくてくたけはらのサービス向上のためにも下水道の整備が急がれると思います。事業の今後の取組を伺います。

答弁によっては自席で再質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 下垣内議員の質問にお答えいたします。

1点目の自然災害、地震等に備えた平常時からの取組についての御質問でございます。

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的に、市町村による森林整備の財源として令和元年度から譲与され、間伐等の森林の整備に関する施策と林業従事者等の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

森林環境譲与税の原資となる森林環境税が令和6年度から課税開始される中、国においては昨年、森林環境譲与税を活用した取組事例を具体的に示され、広島県においてもさらなる活用に向けた市町の取組への支援が進められているところであります。

本市におきましては、現在県からの助言に基づき間伐等の人工林対策を実施していると

ころであります。国の示す取組事例等を踏まえ、道路等のインフラに隣接する森林における立木の伐採や間伐、被災した森林における倒木の搬出処理や更新伐など、防災・減災機能の確保に資する森林環境譲与税の活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、盛土等の安全性の確保につきましては、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を教訓として、造成の目的にかかわらず危険な盛土等を一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法の一部を改正した宅地造成及び特定盛土等規制法が本年5月26日に施行されたところであります。

改正の主な内容は、盛土等により災害が生じるおそれがある規制区域を広く指定するとともに、一時的な土石の堆積も規制の対象としたほか、盛土等に関する工事の許可申請に土地所有者全員の同意や周辺住民への事前周知を要件とするなど、許可基準が強化されております。さらに、施工状況の定期報告や中間検査の実施、完了後の維持管理責任の明確化、無許可行為等に対する罰則の強化など、様々な観点から危険な盛土等に関する規制の強化が図られたところであります。

今回の法改正を受け、現在広島県においては新たな宅地造成等工事規制区域の指定や各種マニュアルの改定、県と市町の役割分担に関する規程の整備などの取組が進められており、引き続き小規模な事案の許認可を担う本市においても、広島県と連携し、準備を進めているところであります。

新制度の運用開始は規制区域が指定される9月下旬の見込みであり、本市といたしましても、事業者及び市民に新たな制度についての周知を図るとともに、国、県の技術的基準、改定された各種マニュアルに基づき適正な許認可事務を行い、日常的な監視による不法、危険盛土等の発見に努めるなど、市民にとって安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道路側溝の維持管理については、市内のそれぞれの道路において、国土交通省、広島県及び市が分担して管理しております。定期的なパトロールや地域の方からの御連絡などにより、必要な清掃や修繕工事を実施し、適切な維持管理に努めているところでありますが、議員御指摘の山際の水路については、特に落ち葉や枝等がたまりやすい状況にあり、管理が行き届かない状況が見受けられる箇所もあります。

大雨等が予想される際には、国、県及び市が連携しながら、事前のパトロールの強化等により措置が必要な箇所はできる限り対応したいと考えておりますが、市民の皆様におか

れましても、ふだんから災害への備えとして自宅周辺を点検していただき、措置が必要な箇所については市に御連絡いただくなど、今後も市民の皆様の御協力を得ながら道路側溝の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、各避難所の環境整備についてであります。

道の駅たけはらにおきましては、地域防災計画に位置づく防災拠点として、停電・断水時においてもトイレの使用が可能となる非常用発電設備に加え、災害時に通信回線が混み合っても優先的につながる公衆電話や、大規模災害等の緊急時における有効な通信手段である衛星電話を備えております。

避難情報の発令に伴って開設する一次避難所においては、高齢者の方でも使いやすくなるようトイレの洋式化や空調設備を更新するなど、環境の整備を図っているところであります。

トイレについては、断水となった場合でも既存の便器に処理袋をかぶせて使用し、抗菌剤入の凝固剤で固めて処分することができるインスタントトイレも備蓄しております。

また、非常時用の通話については、ポータブル発電機を配備し、携帯電話の充電等に対応している避難所もありますが、災害によっては通常の電話回線や携帯電話の利用もできない状況も想定されることから、代替えの通話、通信方法について、災害時応援協定等による民間企業の力をお借りすることを含め、様々な連絡方法を確保するよう他自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の防災意識向上を図るための取組及び防災と福祉の連携による要配慮者への支援についてであります。

市民の防災意識を高める取組として、出水期前に広報たけはらへの情報掲載や職員がタネットへ出演して行う広報のほか、各種SNS等を利用した出水期に対する備えの呼びかけ、自治会長、自主防災組織の代表を対象とした防災研修会や講演会、さらに防災に関する出前講座等の開催により市民の防災意識の向上に取り組むとともに、要配慮者のうち避難行動要支援者への支援については、住民自治組織ごとに福祉専門職や地域住民等と連携した個別避難計画の策定に取り組んでいるところであります。

なお、地域単位での個別避難計画の策定を、これから取り組んでいく地区にあっても、福祉専門職が個々に把握している避難支援が必要とされる方については、必要に応じて地域単位での個別避難計画の策定に先行して個別の避難計画の作成を進めております。

また、避難行動要支援者の避難先となり得る福祉避難所の設置、運営については、昨年

度市内の社会福祉法人等との協定内容を見直し、福祉避難所の開設から運営の手順等を定めたマニュアルを整備したところであります。

今後は、避難行動要支援者の個別避難計画を策定した地域から順次避難訓練を行うとともに、福祉避難所の設置・運営の訓練を併せて実施し、避難の実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、消防団第6分団の活動拠点となる屯所の設置についてであります。

女性の消防団員により組織される消防団第6分団は、市内全域をその活動範囲として広報活動やAEDの使用方法をはじめとした応急手当の指導等を行っており、こども園においては人形劇など工夫を凝らして自分の身を守る方法を伝えるなど、一般から幼児まで幅広い対象にソフト面を重視した活動を行っております。こうした活動は、常備消防と連携して行うことが多いことから、会議などは竹原消防署の施設を利用している状況にあります。

第6分団の活動拠点につきましては、常備消防の施設や市の公共施設の活用など、団員の意見も伺いながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の竹原市の観光を取り巻く状況についての御質問でございます。

かんぼの宿竹原につきましては、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたため被災直後から休業され、平成31年4月1日から休館となっておりますが、日本郵政株式会社においては、かんぼの宿竹原を売却することとし、本年2月6日には先着順により売却をする入札の公告がされ、現在この公告の受付は終了をしております。

本市といたしましては、この施設を温泉宿泊施設として運営することを希望されている事業者がおられることも承知しており、日本郵政株式会社及び関係事業者と連携を図りながら、本市施設設置奨励金等の周知や国の補助金の申請支援など、引き続き温泉宿泊施設としての運営再開に向けて取り組んでまいります。

次に、塩田の旧9番浜については、本市が江戸時代に製塩業を基盤として繁栄した歴史を有していることから、竹原郷土文化研究会の皆様が歴史的価値を評価し、保存に向けた活動をされていることは承知しております。

こうした歴史的な遺構の保存につきましては、基本的にはそれぞれの所有者等で管理していただくこととしており、その遺構の管理状況を注視するとともに、文化財保護委員会など専門的見地からの意見も聞きながら文化財としての保存について検討すべきものと考えております。

次に、大久野島についてであります。

本市の主要な観光資源である大久野島におきましては、うさぎとの触れ合いを目的とした訪日外国人を含む多くの観光客が訪れているところではありますが、一方で観光客の増大に伴う受入態勢や給水等の課題を抱えている現状もあります。

現在、島の管理者である環境省を中心に、市、休暇村大久野島、観光関連事業者、地域住民代表者及びうさぎの愛好家等を構成員とする大久野島未来づくり実行委員会を立ち上げ、大久野島の現状・課題等についての情報共有を図るとともに課題解決に向けた対応策を協議しているところであり、混雑緩和のための乗船整理券の試行配布や、広島県果実農業協同組合連合会跡地を活用した駐車場の確保等に取り組んできたところでもあります。

また、毎年度、環境省に対し、大久野島の観光客の受入れ環境の向上を図るため、環境整備の促進や毒ガス関連遺跡等の管理保全について要望を行っております。加えて、大久野島を含む自然公園等の保護・保全・適正利用を推進することを目的とした国立公園関係都市協議会に本市も今年度から参画し、加盟都市と連携しながら施設整備等に関する要望に向けて準備を進めているところでもあります。

引き続き、大久野島を取り巻く様々な課題の解決に向けて、環境省をはじめとする関係者と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、町並み保存地区における下水道整備についてであります。

汚水対策については、市内の公共下水道の整備を進める中で、令和4年度新たに事業認可区域に追加し、管路布設のための設計を進めております。また、雨水対策については、本川流域治水の一環として当地区を含んだ本川排水区の計画策定を進めており、水路の新設・更新の設計を行いつつ、一部先行して楠通ポンプ場更新工事の年内発注の準備を進めているところでもあります。

これらの整備に際しては、下水道管の布設だけではなく、水道管の老朽化対策や区域内における景観舗装の改修等が検討されていることから、事業ごとに発注するのではなく一体的に発注する手法等について検討を行っております。

今後とも、同区域内の下水道の早期概成に向けて着実に事業進捗を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） それでは、再質問をさせていただきます。

まずは自然災害、地震等についての備えの中から再質問をさせていただきます。

環境譲与税のことですが、竹原市は土砂災害特別警戒区域が大変多く存在しております。森林の樹木等が倒壊し、災害を拡大化させる可能性があるとは考えております。

竹原市においては、今の森林環境譲与税、令和6年度からは環境税でございます。環境税になりますと市民の方から1,000円ほど徴収をいただくということになっております。聞くとところによると、環境税につきましては現在のところ1,100万円ぐらいを徴収するということでございます。その中で9割が竹原市、1,000万円程度が環境税として返ってくるということでございます。

その環境税の使い道について、いろいろ国とか県の指導の下でやっていかれるという答弁でございますけれども、竹原市としては災害対策に特化したことで優先順位を定め、レッドゾーンであるとか、重要インフラであるとかという周辺を定め、森林整備を実施したほうがよいと考えますが、このことについてお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 森林環境譲与税に関する御質問でございます。

先ほど市長が御答弁いたしましたけれども、国におきましては、昨年になって森林環境譲与税を活用した実施可能な取組の例が示されたところでございます。

森林環境譲与税につきましては、新たな税、森林環境税を活用した制度となりますので、今後の適切な制度運用について地方自治体からの質疑などに対しまして国及び県のほうで取りまとめられたものと考えております。

その中で、議員御指摘の災害防止策としまして、道路等のインフラに隣接する森林における、例えば倒木のおそれがあるような立木の伐採ですとか間伐、または台風などの災害で被災した森林における倒木の搬出処理ですとか、更新伐などが挙げられているところでございます。

森林環境の保全は、防災・減災機能の確保にも、議員御指摘のとおり、つながるものと認識しておりまして、本市としましてもこうした観点を十分に認識した上で県とも協議しながら今後施策の具体化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） 県、国の指導もございますが、竹原市としては、人工林とか木材利用というのがなかなか少ない状況もございますので、災害に特化した森林事業を実施し

ていただきたく、強く要望をしております。

それと、苦言ではございませんが、一生懸命災害復旧等をしていただいております。今定例会において、令和4年度竹原市一般会計、事故繰越のことでございますが、事故繰越が大変多いと、その中のほとんどが災害復旧や緊急事業だと考えております。市民の皆様は早く直していただきたいということを切に願っていらっしゃるの、いろいろな事情はあるとしても、早く復旧事業に取り組むように今後事業を進めていただきたいと考えております。これは注意として言うておきますので、今後ともそういう事故繰越等がないように事業を進めていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、盛土についてのお話をさせていただきます。

現在、本市では不法、危険盛土はないと伺っております。今後も日常的に安全に対応していきますと答弁がございました。

先日、本郷の産廃場がありますが、そこを拝見しに行きました。すると、竹原工業団地へ行く手前のほうはかなりの盛土が積んでございます。それが、今後は竹原側国道2号線沿いに大きな盛土ができるのではないかと不安に思っております。このことにつきまして、は県と竹原市が連携をしながら対応していただくことを望んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、防災ハザードマップについてお聞きします。

防災ハザードマップは、平常時から広く市民が防災意識の向上や情報を分かりやすく地域住民へ提案するものと考えます。今年度の防災ハザードマップの更新に当たり、改善点をお伺ひします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

防災ハザードマップに関する御質問でございまして、ハザードマップ、直訳いたしますと災害予測図ということになるかと思っております。このハザードマップにつきましては、河川氾濫等の浸水情報や土砂災害危険箇所、避難場所など、防災に係る情報を分かりやすく掲載いたしまして、平常時から広く市民の防災意識の向上を図るために作成しているものでございます。

現行のものは令和元年12月に作成をいたしております。その後、土砂災害警戒区域の指定の更新や洪水による浸水想定区域図が想定し得る最大規模の降雨による洪水、浸水想定区域と浸水の深さに更新されるなど、最新のものとなっていない部分が出ております。

そのため、区域図の更新を図るとともに新たに内水氾濫を想定した区域図を掲載に加えることで、市民の皆さんにより詳しい最新のハザード状況を周知してまいりたいと考えております。また、情報の面におきましては、防災マイ・タイムラインチェックシートを掲載する予定でございます。

このことによりまして、各家庭や個人で災害リスクの確認や、いつ、どこに避難するかを日頃から備えておく上で活用していただけるものとする予定といたしております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） ハザードマップは、地域の住民の方が日頃から危険な場所等を知る最も重要なものでございます。今、部長が言われましたように、最新のものができるといっていますが、市民の方に、これは今のハザードマップですが、大変分かりやすく書いてあります。しかしながら、今以上に分かりやすいハザードマップ、これが一番だと思えますので、今後ともハザードマップの作成に当たりましては分かりやすいものを書いていただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、地震等の避難等についてお伺いをさせていただきます。

自然災害、台風や大雨は避難行動に時間的な余裕があります。地震はいつ起こるか分かりません。竹原市では、平成13年の芸予沖地震の震度5弱を経験し、そのときかなりの被害があったことも知っております。しかし、それ以降、竹原市では地震らしい地震が起きていません。今後起きるとされる巨大地震等について、平常時からどのような備えをしたらよいのかお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

地震の備えについての御質問でございまして、議員のほうから先ほど巨大地震という話もございましたが、特にニュースになっております南海トラフの大規模地震につきましては、今後30年以内に70%から80%と高い確率での発生が懸念されているところでございます。

本市では、これも議員のほうから先ほどございましたが、平成13年に発生した芸予地震から20年以上が経過しておりまして、この間に大きな地震は発生しておらず、改めて地震へ備えておくことが必要であると考えております。

地震に対する取組といたしましては、地震が発生した際、まずは御自分の身の安全の確

保をすることが重要でございます。平常時から行えることといたしましては、家具類の転倒防止や窓ガラスなどの飛散防止措置を取ること、避難の際に散乱物でけがをしないために、運動靴や停電に備えるための懐中電灯などを身近に準備しておくことが有効でございます。

また、市では、国、県と連携いたしまして、毎年2回緊急地震速報訓練を実施いたしております。今年度は6月15日に1回目の訓練を行っております。

緊急地震速報は、地震計で捉えたデータを解析して予想いたしまして、強い揺れが発生する前に可能な限り早く知らせるシステムでございます。緊急地震速報を告知放送設備や屋外スピーカー、また皆様がお持ちのスマホ等に防災メール等を介して発表しております。訓練では、放送があった際には身を守る行動を実際に行うよう呼びかけておりますが、有事の際に役立つ行動ということを実際に発信していきたいと思っております。

また、津波の浸水想定区域内にお住まいの方につきましては、先ほど来ございました防災ハザードマップを確認していただきまして、津波の到達が予想される場合にはどこに避難すればいいか、日頃から確認しておくことが必要であると、こういったことも重要であると考えております。

こうした備えにつきましては、本年度更新いたします防災ハザードマップに掲載いたしまして、住民の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） ありがとうございます。

普通の自然災害であれば時間的な、避難する余裕があるということです。今回6月2日の大雨が竹原市にも降るのではないかということの中で、竹原市としては避難所の開設をさせていただきました。私も北部地区にございます全部の避難所を回りましたが、市民の方も情報等をよくキャッチされて、避難されている方はほとんどいなかったという現状でございますが、何があるか分からないという中で、市としては最悪のことを考えて対応されたことについては、私も大変よかったのではないかと思います。少し離れていたら、近畿、東海、関東のように大きな災害になっている可能性もございます。

今日から多分ずっと雨が降るのではないかと思います。それで、今までの災害についてですが、平成30年7月豪雨災害また令和3年度の大雨災害等については全て7月の初めでございます。今からが本番だと思いますので、そこらも含めて、今後今以上に大規模災

害や巨大地震が起きることを想定した避難所等の環境整備を継続的に行っていらっしゃる
と答弁書には書いてありますが、そういうことも含めて環境整備をしっかりといただき
たいと思います。

巨大地震におきましては、通常は避難場所というのは、ある程度市民の皆さんは指定避
難所とか親戚、知人の家とか垂直避難とかということであらかじめ決められていると思
いますけど、大地震等が起きたときにはどうしても市の指定避難所を使用される、避難され
る方が多いと思いますので、その点も含めて今後しっかりとした対応をしていただきたい
と考えております。

続きまして、消防団の話でございますが、私は消防団の幹部で、消防団のことばかり
言うのもあれでございますが、消防団の第6分団の活動拠点等については、団員の意見等
も伺いながら今後検討してまいりますという答弁でございます。

現在、第6分団の消防車両は庁舎横に格納されております。今後、このことも含めて、
第6分団が最も活動しやすい状況等をよく把握され、対応していただきたいと考えます
が、このことについてお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

消防団第6分団の車両につきましては、先ほど議員のほうからもございましたように、
現在は庁舎北側の倉庫で管理をいたしております。この車両につきましては、今後庁舎移
転を控える中、団員の皆さんの意見を聞きながら、緊急時においても速やかに活用でき
るよう設置場所を含め適正に管理してまいりたいと考えております。

また、拠点の場所、屯所の話もございましたが、冒頭市長のほうも御答弁させていただ
いております。こちらにつきましても、団員の意見も伺いながら、これからも継続的に検
討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） くどくは言いませんが、竹原市の適切な判断を今後していただき
ますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目の観光のほうに移らせていただきます。

まず最初に、かんぽの宿竹原についてでございます。

かんぽの宿竹原は売却され、この施設を温泉宿泊施設として運営することを希望されて
いる事業者がおられるとの答弁がありました。一日でも早い温泉宿泊施設としての運営再

開に向け、竹原市も積極的な対応をすることが観光振興、地域活性化の推進につながると考えます。早期実現に向け、今後竹原市はどのように取り組まれるのか再度お伺いをいたします。

議長（大川弘雄君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） かんぽの宿竹原の早期実現に向けましての取組という御質問でございます。

こちらにつきましては、現時点におきましては日本郵政株式会社から施設の売却について正式な話はまだいただいているところでございますが、本市といたしましては、現在早期の運営再開に向けまして、温泉宿泊施設として運営することを希望されている事業者に対しまして、本市施設設置奨励金等の周知のほか、施設改修に活用可能な国の補助金の申請準備を支援しているところでございます。

今後、この事業者が施設を取得された後には、国の補助金が採択され、速やかに施設の改修等が進められるよう、関係機関と連携をいたしましてこの補助金の申請に必要な書類の作成を支援するなど、引き続き早期の運営再開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） 一日でも早い再開を望んでおりますので、市のほうも早めの対応をしていただきたいと思います。

続きまして、塩田跡地の活用等についてお伺いをさせていただきます。

昭和57年、たけはら町並み保存地区、伝統的建造物群保存地区でございますが、これは製塩の町として文化庁が選定したもので、これは全国で竹原だけでございます。竹原市の歴史を語る塩田跡地遺跡と町並み保存地区は、一体的に今以上に観光の拠点として活用することで地域の活性化につながると考えます。

このことや、また観光コンテンツづくりの取組としての文化財の活用の促進、推進は具体的にどのように取り組まれるのかお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 2点、御質問をいただきました。

まず、1点目の塩田跡地と町並み保存地区を一体的に観光拠点として活用を図ることについてでございますが、町並み保存地区が江戸時代に製塩業を基盤として発展、形成されたものに対しまして、御指摘の塩田跡地、これは現存している釜屋の煙突がコンクリート

製であることから塩田終末期のものであり、製塩ということに関しては、関連性はあるものの時代背景が大きく異なるものと、そのように考えております。また、この2つの一体的な活用につきましては、こうした関連性が薄いことはもとより、塩田の旧9番浜と町並み保存地区との距離的な問題、また塩田の旧9番浜の観光客を迎え入れる環境が整っているとは言えない状況からも、現状では困難ではないかと考えております。

2点目の観光コンテンツづくりとしての文化財の活用、促進、推進についてでございますが、先人が残し、大切に保存してきた文化財、とりわけ歴史的な町並みにつきましては、癒やしやノスタルジーを感じることができる空間として多くの方に魅力を感じていただいていることから有効な観光コンテンツとなっていると、そのような認識をしております。

こうした町並み保存地区をはじめとする文化財につきましては、その文化財的な価値を損なわないことが重要であるため、適切な維持保存を行いつつ公開するなど、活用を図っているところでございます。

具体的な取組といたしましては、ゴールデンウィーク期間中の開館時間の拡大、庭園の開放、定期的な企画展示を行うとともに、歴史的建造物の新たな活用方法の掘り起こし、また民間活力による特別感や地域特性の演出に向けて社会実験を行っており、こうした文化財の活用の可能性を探りながら、より魅力を感じてもらえる施設を目指し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） 活用については今後でしょうから、文化財等をしっかり活用して観光振興を執り行っていただきたいと考えます。

続きまして、今度は保存についてでございますが、竹原9番浜塩田跡地は現地に良好にそのまま残っております。また、今次長御指摘の釜屋の煙突は、現地で存在している、全国でも例がありません。しかし、現在傾いており崩壊の危険性があるため、何らかの手だてが必要と考えます。

現在、塩田跡遺跡の保存や見学者のための駐車スペース、道路等について、年に二、三回程度の整備を、所有者や地元住民が自発的な活動、協力によって行っておられます。しかし、毎年高齢化が進み、難しい状況になっている現状もあります。今後は行政的な措置や協力が不可欠と考えます。

今回の答弁書においては、市は直接管理などは難しいとの答弁がありますが、今後塩田跡地遺跡と町並み保存地区とを一体的な遺跡として扱い、行政主導による保存管理をされ、文化財として後世に伝えるべきではないかと考えております。

今後、塩田跡地遺跡の保存管理、文化財についての指定をいただくようなことになるように、今回こういう形で指摘して要望させていただきますので、今後とも取組をよろしく願いたいと考えております。

続きまして、大久野島についてお伺いします。

竹原市の主要な観光資源である大久野島には、将来的にはやっぱり水道が必要と考えます。広島県水道広域連合企業団や国に水道の布設等を正式に要請しているのかお伺いさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 大久野島の水道について、広島県水道広域連合企業団等への布設要請についての質問でございます。

大久野島の水道につきましては、過去の経緯もございますが、基本的には島の管理者であります環境省が設備を布設するものと考えているところでございますが、広島県水道広域連合企業団につきましては本年4月から業務を開始したばかりであり、今後様々な課題等を整理されながら持続可能な業務運営に取り組んでいかれるものと考えております。

本市といたしましても、大久野島は主要な観光資源であり、訪れる多くの観光客にとっても水の安定供給は重要であると認識しているところでございますので、引き続き大久野島未来づくり実行委員会において、大久野島の現状課題等についての情報共有を図りながら、大久野島を取り巻く様々な課題の解決に向けて、環境省をはじめとする関係者と協議してまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） なかなか難しいような答弁ではございますが、竹原市として企業団とか国に正式に要請をするということがまず第一だと思いますし、それをすることによって、竹原市の本当に重要な資源の大久野島ですので、今後のことも考え、その辺のことはしっかり市としても対応していただきたいと思っております。

続きまして、町並み保存地区の整備についてお伺いをします。

町並み保存地区には地域住民の方も多く生活されております。観光客のサービスの充

実、それと地域住民の方々の生活環境の向上は一体的なものと考えます。

今回の下水道をはじめとするいろんな整備を今後やっていくような答弁でございますが、町並み保存地区が抱えている空き家対策とか移住・定住対策、新規事業者対策につながると考えます。たけはら町並み保存地区のさらなる魅力化について、今後どのような取組をされるのかお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 町並み保存地区におきます基盤整備についての御質問でございます。

先ほど御答弁もございましたけども、町並み保存地区におきましては、様々な文化財、こういったものの自体の活用の取組がございます。こうしたものの取組に加えまして、この地区を支えます基盤としまして、下水道をはじめとする各種事業を実施することによりまして具体的な効果について、例えば衛生的で快適な生活環境の創出、河川、水路等の水質浄化や悪臭の防止、浸水被害の軽減、水道管更新に伴いますライフラインの強靱化、景観舗装による環境の美化、こういったことによりまして町並み保存地区の魅力が一層向上するものと考えております。

したがいまして、現在計画を進めております各種事業につきまして、着実に事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 4番下垣内議員。

4番（下垣内和春君） 町並み保存地区は、竹原の最大の観光資源でございます。そこをしっかりと今後整備するということは最も重要なことではないかと思っております。観光振興の促進はもとより、そこに住まれている住民の生活の向上も一緒に取り組むことが、今後竹原市の観光事業についても大変必要なことと考えますので、住民の生活向上ということも頭に入れながらしっかりと対応を取っていただきますようによろしくお願ひしたいと思っております。

いろいろ再質問をさせていただきましたけど、ここで最後に市長にお伺いをし、私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。市長は令和4年12月に一般社団法人竹原観光まちづくり機構を立ち上げられました。また、今回、竹原市観光振興計画を策定されました。今後の持続可能な観光地域づくりの竹原版DMOへの市長の御見識と取組についてお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） るるまちづくり、地域活性化に関わっての課題認識と、それからそれに関わる御提言を賜っております。どれも非常に重要なテーマでもございますし、今までも取り組んでいる項目を御説明申し上げましたが、さらにいろんな観点から前向きに進めていける部分については積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。

お尋ねいただきました観光まちづくりまた観光振興計画でございますけれども、まず観光振興計画については、様々な関係者、当事者に集まっていただきまして、それぞれ連携を図りながら構築をしてまいりました。将来像として定めております「未来へつなげ 私たちがつくる TAKEHARA～持続可能な「観光×地域づくり」の推進～」というテーマを掲げさせていただいたわけでございます。これは今議員のほうから、いわゆる機構に関わる取組に重ねて、最後どのような今後の方向性ということのお尋ねというように認識をしておりますけれども、まず12月に設立をして、この4月に新たな組織、人員も拡充をして、いよいよスタートしております。今まさにいろんな意味での今後の方向性等について構築をしていく作業と、一方ではもう既に、実は今月も香港にプロモーションにも参っております。同時進行的にいろんな取組を進めていくべきというふうに考えておりますので、整える部分とさらに磨きをかけ進める部分、併せてこの機構を中心に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

いわゆる機構がかじ取り役になるというふうに認識しておりまして、竹原市だけで立ち上げたものではないというふうに思っております。竹原商工会議所そして観光協会さん、また金融機関の皆様、そして関係の事業者の皆さん、全て巻き込んだ上で、この機構をかじ取り役として進めていく所存でございます。

いずれにしても、様々な関わりの中でG7広島サミットが終了いたしましたけれども、それに関わる波及効果もございますが、大阪万博を控えながら、既にブランディングそれから情報発信、プロモーションに関わってはもう連携を取らせていただいております。そういう意味でこれらを、何回も言いますけれどもかじ取り役になって、基軸として進めてまいりたいというふうに思っております。

あわせてなのですけれども、観光ということに関わって、産業振興ということに大きくつながってまいります。産業振興イコールまちづくりというように捉えると、様々今回御提言をいただきましたけれども、それらも全てここにつながっていくという認識でございます。何も観光振興で入り込み観光客が増えるだけが目的ではございませんで、経済波及

効果であるとか、それぞれシビックプライド、竹原に住む皆さんがこの地に誇りを持つということに大きくつながっていく、トータルでしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、その旨御理解いただきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって4番下垣内和春議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第1番目の質問項目は、本郷産廃場の排水、いわゆる浸透水汚染と市の対応について伺います。

6月7日に本郷産廃場を地域住民の方と現地調査いたしました。私が大変驚いたのは、本郷産廃場の排水が県道49号本郷大和線の側溝に流出していること、その排水は臭いがする泡が発生して、消えないで流れていました。

そこで市長に質問です。

本来、安定型産廃場廃棄物指定5品目は、有害物質、有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない廃棄物とされています。

そこで、第1点の質問は、本郷産廃場の排水はなぜ臭いや泡が発生するとお考えでしょうか。

2点目に、本来安定型廃棄物の種類は5品目に限定です。ところが、JAB産廃場の維持管理記録簿2022年9月5日付の産業廃棄物の種類は6種類です。なぜ5品目以外の石綿含有と混合の2種類が産業廃棄物として埋立てされているのでしょうか。

3点目に、本郷産廃場の排水は調整池でなく、なぜ県道側溝に流されているのかについても伺います。本郷産廃場の排水は悪臭や泡が出ており、明らかに水質が変化、悪化しています。

次は、4点目の質問として、安定型産業廃棄物以外の廃棄物や有害物質、有機物などの付着の混入防止と監視、チェック体制は具体的にどのようにされていますか。この体制が

極めて不十分だから、産廃場排水の水質悪化、汚染が起きていると考えてよいのでしょうか。

5点目に、現在まで埋め立てられた本郷産廃場の廃棄物埋立種目とその総量はどのようになっていますか。

6点目に、本郷産廃場の廃棄物埋立て開始後今日まで、広島県の立入調査の状況、指導の有無と内容、立入調査の基準はどのようになっていますか。

私は、一般質問で、本郷安定型産廃場建設が市民の井戸水や飲料水などの水源を汚染するおそれがあることを繰り返し指摘して、その水源汚染は絶対に許されない、市民の命と健康を守る市行政の責務をただしてまいりました。

7点目の質問としては、本郷産廃場に伴う排水の変化、悪化、汚染の実態が明確になった今、竹原市は市民の命と健康を守るための具体的な責務をどう果たされますか。

次に、私は、竹原市は三原市、広島県と連携して本郷産廃場の排水の水質調査を即時実施すること、この水質等を調査する機関はJAB事業者の産廃場廃棄物の埋立てを停止、中止させること、泡や臭いなどの水質の変化、悪化の原因を分析し、汚染物質、汚染原因を全て撤去させる具体的な施策を早急に実行すべきであります。その調査、取組の結果を住民に公表すべきことは言うまでもありません。

次の8点目の質問は、私は早急に竹原市水道水源保護条例をつくり、水源汚染の根源である本郷産廃場を撤去させる取組を早急に実施すべきと考えます。市長の明確な答弁を求めておきたいと思います。

2番目の質問項目は、市民の命、安全を守る防災・減災行政について伺います。

先日、本川自治会役員会で、南海トラフ地震による津波が来たらどうなるのか、まずは自らが避難すること、安全を確保することが大切だという話が出ました。また、一人で避難行動ができない人はどうするのか。ある役員は、私が承知しているのは10人ぐらいの人は災害が発生したら避難行動の支援が必要だと思う等の発言がありました。自治会で要支援者名簿を作るにしてもプライバシー問題が障害になって等々の意見でした。

そこで市長に質問します。

1点目に、南海トラフ巨大地震の規模、発生確率と竹原市沿岸部に届く津波の規模や到達時間、地震や津波等に伴う被害想定、人や建物など、それと竹原市地域防災計画の災害予防計画の実施状況と防災・減災の効果について伺います。

2点目には、南海トラフ巨大地震など災害発生時に一人では避難することが困難な住民

等の対策について伺います。竹原市防災ハザードマップは、平常時、災害時の地域の役割を明記しています。要配慮者の方への支援のポイントが示されています。この名簿の作成の現状や避難誘導に伴う避難所への誘導、要配慮者の支援体制の確立状況はどのようになっていますか。この名簿管理、いわゆるプライバシーの保護などや、自主防災組織との関連はどのようにお考えでしょうか、伺います。

3点目に、津波被害を減災するために本川防潮堤の活用はできないのでしょうか。

4点目に、本川の拡幅工事の実施や浚渫計画実施状況はどのようになりますか。

5点目に、昨年6月市議会の一般質問で、私はたけはら道の駅から竹原大橋、1971年3月建造、この大橋までの本川の川幅が半減している対策を伺いました。市長の答弁は、想定流量に必要な河道断面は既に確保されていると明言です。本川左岸で国道185号線の竹原大橋建設当時から今日まで52年余り、狭い川幅と川底の深さは変わっていません。想定流量、すなわち河道断面掛け流速、この想定流量に必要な河道断面が確保されている具体的な内容の丁寧な説明を再度求めたいと思います。

3番目の質問項目は、竹原市市道側溝の管理問題についてです。

市道側溝の流れが悪い、土砂等が堆積している、側溝蓋が破損して危険な状況がある等々、市民からの要望、意見です。市道側溝の管理責任は竹原市にあります。

そこで市長に質問します。

市道の側溝蓋は、竹原市や住民等が設置しています。

まず、第1点目の質問は、住民が設置する市道側溝蓋の許可申請と維持管理はどのようになっていますか。

2点目に、竹原市が設置する市道側溝蓋の設置基準、破損箇所の更新、側溝の流れが悪い場所の要望件数やその改善状況、これをどのように把握、対応されていますか。

3点目に、市道側溝の清掃、浚渫を行う自治会活動はボランティア活動の位置づけですか。コンクリートや鉄板など重い側溝蓋を動かしての清掃活動は高齢者、弱者にとって大変困難ですが、市はどのように対応しておられますか。また、市道側溝を清掃または土砂撤去するために重い側溝蓋を移動、清掃中などのけが、事故に対する市の責任と対応はどのようになっていますか。

以上が壇上での質問です。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の三原市本郷町の安定型産業廃棄物最終処分場に係る御質問でございます。

本郷産業廃棄物最終処分場付近の公共水域における悪臭については、6月8日に三原市が確認をされ、現在、広島県において、その発生源について調査中であるとお聞きしております。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場における処分可能な廃棄物については、（1）廃プラスチック類、（2）ゴムくず、（3）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、（4）金属くず、（5）石綿含有産業廃棄物を含む瓦礫類の5品目となっており、これら5品目の混合物についても処分可能なものとされております。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場の排水についてであります。

一般的に、産業廃棄物最終処分場の調整池は大雨の際に下流域の洪水を調整するために設置されるものであり、通常の排水については直接河川に排水する形態で設置されることから、本郷産業廃棄物最終処分場においても許可申請書のとおり設置されたものであると広島県からお聞きしております。

次に、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入防止についてであります。

安定型産業廃棄物最終処分場で廃棄物を処理する場合において、廃プラスチックや金属くずなど廃棄物の性質が安定した廃棄物が埋め立てられますが、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入することを防ぐため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令において展開検査の実施方法が定められております。

この省令では、最終処分場の設置者は、産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して許可品目以外の廃棄物の付着、混入がないか目視による検査を行うことが義務づけられており、許可品目以外の産業廃棄物は埋立てすることができないこととされております。また、最終処分場の設置者は、廃掃法の定めにより、展開検査の実施状況をインターネット等により公表することが義務づけられております。

今後、当該最終処分場の展開検査の実施に係る指導監督については、必要に応じて三原市と連携して広島県に要請してまいりたいと考えております。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場の処分実績については、設置者が公表している維持管理記録簿によりますと、令和4年9月から本年4月までに本郷産業廃棄物最終処分場に持ち込まれた廃棄物は、廃プラスチック類が約7,730トン、ガラスくず及び陶磁器くず

約2,550トン、瓦礫類約1,597トン、石綿含有約49トン、混合約1,188トン、合計約1万3,114トンとなっております。

次に、広島県による立入調査についてであります。

本郷産業廃棄物最終処分場付近の悪臭がする水について、住民団体等から連絡を受けた三原市が許可権者である広島県に情報提供されたとお聞きしておりますが、広島県の立入り状況については事業者の信用を損なうおそれがあるため非公表とされております。また、立入りの基準についても広島県の適正な事務の執行に支障が出るおそれがあるため非公表とされております。

今後、本市の公共水域に水質の異常が発生し、市民への影響が考えられる場合には、その発生源の特定や当該排水の水質検査、施設の改善等について広島県に要請をしてみたいと考えております。

今回の事案につきましては、排水先が三原市域であり、その発生源について広島県において調査中であることから、今後の状況については広島県や三原市との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、竹原市水源保護条例の制定については、その内容や範囲が多岐にわたることが予想され、製造業や農業等の事業活動や市民生活に大きな影響を与えることが考えられるため、指定する区域や対象等について慎重な検討が必要であるとともに、今回の事案については廃掃法に基づく対応を適切に実施されることが重要であると考えております。

なお、関連する取組の一つとして、3月24日に広島県に対し三原市と本市の連名で、産業廃棄物処理施設設置に係る生活環境の保全に関する手続を定める条例制定の要望を行ったところであります。本市といたしましては、今後とも広島県や三原市と連携を図りながら、水質をはじめとした環境の保全に取り組んでまいります。

次に、2点目の防災・減災行政についての御質問でございます。

南海トラフ巨大地震については、令和5年6月に公表された気象庁による南海トラフ地震関連解説情報において、地震の規模はマグニチュード8から9、市内での最大震度は6強、今後30年以内に発生する確率が70%から80%と言われ、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過しており、切迫性の高い状態であるとされております。

また、この地震による竹原市沿岸部に届く津波の規模については、最大で3メートルから4メートル、最大津波到着までの時間は347分とされています。想定される被害につ

きましては、平成24年に国が公表しているシミュレーション結果では、広島県内で冬場の深夜に地震が発生した場合には、死者は最大で1万4,759人であり、建物被害については液状化が主な原因となり、最大で6万9,210棟が全壊するとされております。

竹原市地域防災計画における災害予防計画の実施状況につきましては、現在ハード面及びソフト面の両面から取り組んでおり、ハード面におきましては、市内での想定最大震度である6強の地震においても災害対策本部となる市庁舎の倒壊を免れるため、耐震性のある新庁舎への移転準備を進めているところであります。ソフト面においては、災害から誰一人逃げ遅れのない町を目指し、市内の住民自治組織などに対して広島県と連携して取り組んでいる避難の呼びかけ体制づくり、要配慮者利用施設に対して津波を想定した避難確保計画の作成や、訓練を実施するための支援や助言を行っているところであります。

また、今年度において、広島県と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した初動対応の手順書を作成する予定であり、巨大地震発生時に必要な業務を洗い出し、地震により全ての職員が庁舎に参集できないことも想定し、どの職員でも初動対応ができるような体制を整備していきたいと考えております。

次に、津波被害を減災するための本川防潮水門の活用についてであります。

防潮水門の目的としては、高潮の流入防止に加えて津波の遡上防止も目的の一つとされており、沿岸に達する津波水位が一定の高さを超えると予想されるときは防潮水門を閉鎖することとなっております。

次に、本川の拡幅工事については、広島県において本川浸水対策重点地域緊急事業の700メートルの区間を昨年度から詳細設計等を実施され、現在境界立会をおおむね終え、今年度は用地補償を進めながら一部工事に着手されると伺っております。

また、本川の浚渫については、着実に実施することが河川の流下能力の維持確保につながることから近年は毎年度実施しているところであり、現地の堆積土の状況を把握した上で翌年度の実施計画を定め、浚渫を実施しているところであります。

次に、たけはら道の駅から竹原大橋の本川の川幅についてであります。

広島県によりこのたび変更された、将来の長期的な河川整備の方向性を定めた本川水系河川整備基本方針において、50年に一回発生する降雨を想定して、田ノ浦川から下流に向かつての想定流量は毎秒45立方メートルが設定されております。この想定流量に対して必要な断面は既に確保されていると伺っております。本川の河川整備に関しましては、広島県と本市が緊密な連携の下、まずは現在推進している本川浸水対策重点地域緊急事業

の区間を計画どおりに完成できるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、3点目の市道側溝の管理についての御質問でございます。

住民が設置する市道側溝蓋については、施工の内容等に応じ施工承認申請あるいは道路占用許可申請を市に提出していただいております。設置された後の側溝蓋の維持管理については、施工承認申請によるものである場合には道路構造物の一部として市が維持管理し、道路占用許可申請によるものである場合には設置者において維持管理していただいております。

側溝は、維持管理を容易にすることに加え、道路排水を確保するために、原則として蓋を設置しておりませんが、道路が狭隘で通行の幅を確保する必要がある場合などには市が蓋を設置しており、このような側溝蓋の破損については必要な修繕等を行っております。

側溝の流れが悪い場所の要望について件数は取りまとめておりませんが、市民の方からの通報や要望に対しては、状況を現地で確認するとともに、できる限り必要な対策を講じているところであります。

本市のみならず、自治体の管理する道路側溝はその距離が膨大であり、人員や財政負担の面からも側溝の清掃を全て自治体で賄うことは現実的ではないため、居住地の地先の清掃については自治会などその地域の方々で行っていただいているところであります。市といたしましては、こうした活動に対し、土のう袋の交付や車両の貸出し、排出汚泥等の回収、処理など、地域住民と協働して取り組んでいるところであり、清掃時における困難な事案がありましたら、できる限り対応をしてまいりたいと考えております。

事故に対する補償につきましては、市が保険料を負担した上で団体保険に加入をしており、自治会や市民活動団体などにあらかじめ登録していただき、これらの団体が行う地域社会活動等における事故についてはこの保険が適用されることとしております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、第1番目の本郷産廃場の排水、水質問題等について再質問をいたします。

まず最初に、確認を含めてお尋ねしたいのですけれども、先ほど壇上では、私も調査したり住民の方と調査して、産廃場の浸透水、排水、ここの汚染、これは現実にもありましたということを訴えをしました。そうすると、市長の答弁では、6月8日に三原市も確認されて、現在広島県がその発生原因を調査中だというふうに答弁がありました。

そこで確認しておきたいのは、こういった竹原市としても三原市や広島県と連携を取り、情報を共有して対応する必要があるということで、これまでの水質の調査、分析は大原則だと思いますけれども、こういった、なぜ臭いや泡が発生するのかというこの水質検査、その水質結果、こういったことで臭いや泡がするのだという結果を含めて、市民に対してこれは情報公開はするということの確約はよろしいですね。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 御指摘いただいたとおり、6月の冒頭、そのような現象があるということをお伺いいたしました。ただ、原因なのですけれども、堆積汚泥であるとか上流側からの排水の影響によるものと推定はされておりますけれども、現在これにつきましては広島県のほうにおいて調査中であると伺っております。入ってくる情報が大変少ないのですけれども、なるべく情報につきましては入手し、そしておっしゃるとおり可能な限り公表に努めていきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、こういった分析の結果、なぜこんな泡が出るのかという情報公開を、今部長が言われたように公開をしていただきたい。

それから、2点目の質問に移りますけれども、私は安定型廃棄物は5品目に埋め立てる廃棄物が限定されているということを壇上でも言いましたし、それで、しかしJABの維持管理記録簿を見ると6種類っていいですか、私が見たらそういう6種類がありました。そこで石綿含有等も入るということでしたけれども、私が調べた範囲では、石綿というのは特別な処理をして、要するに石綿が外部に漏れないような処理をして、決まったところへの埋立てということが必要だと思うのですけれども、そうやって石綿含有というのは安定5品目に入っていないから、なぜその石綿が含まれるものを捨てることは可能なのかと。それともう一つは、特別に外に流出しないような処理方法、こういった処理がされて、外部に漏れないよという処理をされて捨てられているのか、そこを教えてください。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 安定型最終処分場に石綿含有を産業廃棄物として埋め立ててよいのかという御質問でございました。

石綿含有廃棄物とは、石綿が含まれる産業廃棄物であり、環境省令で定められているものとなります。スレートやビニール床タイル等が解体工事により撤去され、廃棄物となつ

たものが該当します。この石綿含有産業廃棄物が、木材その他の有機繊維を含んだ廃棄物や汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合には管理型最終処分場または遮断型最終処分場で埋立処分する必要がありますが、石綿含有産業廃棄物が瓦礫類、ガラスくずなどの安定型産業廃棄物に該当する場合には安定型最終処分場で埋立処分することができるということになっております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 石綿含有ということで瓦礫類に入るから安定5品目の中に入るといような解釈でということですね。

次の質問に移りたいと思います。

答弁もあったかと思うのですが、私もそこの指摘をしておりますけれども、本来5品目であれば、埋立てがされているわけですがけれども、安定した廃棄物だから、その浸透水を含めて泡とか臭いとか、その水質が汚染されるということは、それはあってはならない事態だと思うのです。

それで、先ほど汚泥とか、汚泥と言うのか、上流からの理由とかというのが、泡が、臭いがする理由としてあったように思うのですが、私が言っているのは、産廃場の現地を見に行っていたら、産業廃棄物の排水溝、浸透水から出る、側溝に出ているわけですから、上流域で混ざってとかという意味とは違います。ですから、そこの直接産廃場から浸透して側溝に流れているわけですから、上流域の分が混ざりようもないし、明らかに産業廃棄物からの排水、浸透水であります。

ですから、ここに例えば汚泥とかいろいろ言われたけども、市としては、私が思うのは、安定型5品目であれば変化しない、安定しているから水質の汚濁といいますか、水質が変化することはあり得ないという説明をされてきたと思うし、いろいろ資料を見てもそうなっています。

もう一回ここで確認したいのは、分析した詳しいものを聞いているのではなくて、泡や臭いがなぜ起こるのかということで、先ほど言ったような答弁は違うのではないかと思いますので確認をしておきたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほど御説明申し上げました、可能性として考えられるのが堆積汚泥であるとか、上流域からの汚水ということで御答弁申し上げたところでございます。これにつきましては、何かがあったからというわけではないのですが、現在広島県

のほうで調査されております。それを待たなければならぬと考えております。ただ、おっしゃるとおりの排水が出ているというのが恐らく多分事実であろうかと思っておりますので、そこは注意しながら見ていきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 堆積汚泥というのは、それは確かに土をいろいろ動かしたりするわけですから、雨が降った場合は確かに濁りとかというのは一定起こるのでしょうけども、それは落ち着いたらその濁りもなくなったり、臭いは何かが、5品目以外の、入って混ざって臭いが出る、泡が出るというのは私は常識的には思うわけです。

それで今、先ほどの繰り返しになるけれども、上流域から流れた分でもないし、産廃場からのそこに浸透水がありますけど、そこから直接出る分を私も確認したわけですから。そこから泡や臭いが出るということで、私は産廃場の浸透水、排水が、水質が変化したらいけないことが起こっているよと、水質が悪化しているよということは三原市さんも認めているのでしょうけどね。

ですから、この事態は、確かに何が含まれてという真の原因は分析結果を待たなくてはいけない、それを公表していただけるということがありましたけれども、今までにはっきりしているのは、ここではそういう安定5品目で捨てる、それは埋め立てる廃棄物が変化しなくて安定しているから、水質には悪い影響、臭いや泡とかそういった影響はしないよという説明をされてきたというふうに思うのです。

それで、私がそこに大変疑問に思うのは、さっき今どういったものが運ばれるか、5品目以外の有害物質を、いろんな付着物をチェックをするということがあるのですけれども、どういうチェックの仕方をするかということで、今、法に義務づけられた展開検査、その埋立場にトラックで運ばれて、目の前にその場で広げて目視で見るということでしたよね。それで、目視でいろんな付着物とか5品目以外の付着物、有害物質が付着していたらいけないのですけれども、そういうことは現実的に目視だけで確認して汚染はしないということができると市はお考えなのでしょうか。実際は県の許可ありますけど、市として、さっき言った5品目以外にどういったものが付着しているか分からない、これを目視だけで確認できるとお考えなのかどうか聞かせてください。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 検査の方法ですけど、今おっしゃったとおりの検査でございます。展開検査を目視で行います。法律に定められたとおりのやり方で行っていると聞

いております。

まず、展開検査につきましては、埋立処分前に廃棄物を搬入車両等から下ろして広げ、目視により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入の有無を確認するものであり、搬入された廃棄物の全量を対象として行うということになっております。これにつきまして、事業者のほうでインターネット等に公表しているという状況でございます。これにつきまして、広島県、三原市、竹原市もそのインターネットでの公表については確認をいたしているということで、法の定めにより、適法に検査が行われていると考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 目で見て、まず搬入されたトラックから運ばれて、埋め立てる前に展開検査をする、その現場で、どういった状態で展開検査をする、それは毎回といたしますか、運ばれてきた分は全てそれをやるというようになっていると思うのですが、全てやっているというような確認でいいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 全ての搬入物に対して展開検査を行い、公表しているという状況でございます。

事業者が実施する水質検査につきましては、公的機関または計量法の登録を受けた環境計量証明事業所が実施するというので、通常の方ではなく、そういった資格をお持ちの方が検査していると伺っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ですからまず、目視が、いろいろあるのですが、運ばれた廃棄物は埋め立てる前に必ず一台一台、展開検査、どういった場所が、確かにあそこは何もなくて、平場といたしますか、埋め立てるところもちょっとありましたけれども、例えばその土地と混ざらないように、鉄板なら鉄板を引いて、その上に廃棄物を置いて、目視で、目視と今言われましたけど、それで指定品目以外に混入はないというような確認、例えば鉄板を引いてやらないといけないのではないかなと思うのですが、それを具体的に、分かる範囲でいいのですが、教えていただけますか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 実際の展開の作業をまだ見ておりませんが、先ほど申しましたとおり、公的機関の計量法の登録を受けた業者ということになっておりますの

で、法に基づいた適切な展開方法で検査を行っているものと思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 法に基づくチェックといいますか、それは目視でやるだけですから、目視でやるようになっています。ですから、もう一回確認をしたいのですが、私は素人だから、5品目以外の分が、そのトラックからばっと相当な量でやられるのでしょけれども、それを何人でどういった、目視だけで本当に5品目以外の有害物質なり付着物、付着物は特に難しいとは思うのですけれども、どうしたらできる、目で見るとって不可能ではないですか。それができる根拠を示してもらえますか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） すみません。繰り返しになります。

先ほども申しましたけれども、法律に基づいて、公的機関または計量法の登録を受けた事業所、環境計量証明事業所ということで、どなたかが資格のないままできるような作業ではございません。したがって、法律に基づいて、そのとおりの方法で検査を行っているという状況が推測されます。また、それにつきましては、全てを公表しておりますので、御確認いただける範囲ではないかと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が言ったのは、法律に基づいて、その現場で、トラックが来たら、埋め立てる前にそこに展開検査、広くそれを広げて目視でやりなさいよというのが法律の決まりですよね。ですから、法律以外のことを私はやっているというのではなくて、法律でやって、その中で、目で見ただけで、5品目以外の付着物なんか特に、有害物質が、付着物が目で見て分かるのかなというのが、素人目で見たら不可能であろうと。だから、それは、例えば物質をいろんな抽出をしてから、その専門のそういう分析センターなら分析センターに出して、これは付着していないよとか、何か入っていたよとかということが科学的に確認できるということで、目視だけでは品目以外の付着物、有害物質等々は不可能ではないですかということを言いたいのです、法律に基づいてやったとしても。

それは、法律に基づくのは、展開検査、目視でチェックしなさいというのが、これは法律ですから。これでは、検査、確認が、要するに付着物の混入防止チェック体制ができないのではないですか。法律に基づいてやったとしても、困難ではないですかということも言っているのです。それでもだから、法律に基づいて展開検査をやる、やったけれども、目で見ただけで指定品目以外の付着物、特に有害物質等々が見分けられるのかなと、それ

は不可能ではないですかということを私は申し上げたいのです。

それで、例えば、それと関連しますけれども、さっき、これまで去年9月から埋立てが始まって、今日までの埋め立てた種類と量をお知らせいただきました。この中に、これまでやって、目視でやって、安全だと、目視でやって、要するに混入物はないよと、チェックしたよということになるのでしょうか。そうなれば、さっき言った、元に戻るかもしれませんが、なぜ泡や臭いが発生するのかということにつながってくるわけです。

ですから、昨年9月から今月、現在までの廃棄物が捨てられて、埋め立てておられていますけれども、これはきちっと法律に基づく目視でチェックして、有害物とか指定品目以外の付着物等が、これはチェックして除去、撤去、除去をいくらしたのかがあれば、これぐらい除去したよとか撤去したよという例を教えてくださいたいのですけれども、その混入防止をチェックしているということになるのか、この間、実際に現地で捨てた分で、このぐらい除去しているよというのがあれば教えてくださいたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） まだ検査中でございますけれども、もしこれが有害物質ということになりましたら、やり方に間違いがあるか、あるいは工程を飛ばしたかどうか、そういったことが考えられます。いずれにしても、県が今検査中でございますので、動向を見守っていきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 情報公開をぜひしてもらいたいし。私のはっきりここで言えるのは、その目視だけでは、付着物、有害物質等々は不可能だということだけは繰り返し指摘しておきたい。

それから、次の質問に移りますけれども、6点目に、現実にこの泡や臭いが起こる排水が、浸透水が起こったということで、私は具体的に県が実際に立入調査をしたのかどうか、どういった内容だったのかどうか、これは調査中も含めてあるのでしょうかけれども、気になったのは、大変おかしいなと思うのは、こういった調査に入った、答弁を見ますと、立入調査はどうだったのかと、私とその指導内容はどうかという質問をしましたがけれども、先ほどの市長の答弁は、県の立入調査は、事業者の信用を損なうおそれがあるため、非公表にするとか、そして立入調査の基準、どういった基準で入るのかとか、これ自体についても、県の適正な事務の執行に支障が出るおそれがあるから、非公表ですよ。これは、私は何か理解できないし、これで、市長はさっき答弁したのですけれど

も、立入調査の状況や指導内容、これは事業所の信用を損なうから、おそれがあるから言えない、また県の事務の執行に支障が出るおそれがあるから言えない、非公表にするのだと、これはいくら何でもおかしいのではないかと思うのですけど。そこは、市長、どうですか。これは非公表でいいと思いますか。私はおかしいと思うのですけど、どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 御指摘いただきましたとおり、県の検査の基準であるとか立入りのこと、それからその検査に基づく結果ですけれども、これにつきましては県のほうで非公表とされております。我々としても、知りたい部分はあるのですけれども、これは県のほうでお決めになったことと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 我々も知りたいし、今あなたも市の部長も知りたいと言われました。それは、なぜ知りたいかというのは、現実こういうことが、起こってはいけないことが、水質の汚染が起こっているからなのですよ、特に。私はこういった産廃場があると、水質のおそれがあると、こういうことはいけないよということを、水源のところで、上流域でこういうことを造ってはいけないという、繰り返し言ってきました。

しかし、それが、もうおそれではなくて現実に起こった。起こったら、県が地域住民の不安を解消するためにも入ったけれども、こういう結果でした。

恐らく、私は、推測では泡が実際出ているわけですから、大変心配してますけれども、立入調査の結果を公表する、そしてまたどういった基準で入ったか、それはきちっと明らかにする、これは当然のことだと思うのですけども、市長に私が、県のやり方が今おかしい、県のことがおかしいのだけれども、本来、竹原市の住民に直接関わる、本郷産廃場は、今は三原市のところか知らないけれども、産廃場そのものは竹原市に大きな影響を与えるのは分かっているわけですから、私が市長にお尋ねしたいのは、竹原市の行政の第一義的な仕事としては、地方自治法にあるように住民の福祉増進を図ると、これは命と健康を守る、平たく言えば住民の命と健康を守るというのが何よりも優先した仕事だと私は思っているのです。

しかし、こういった住民の不安が出されて、三原市もそういった汚染の実態は今つかまわれて調査中なのでしょうけれども、県がこういった対応では私はいけないと思うのです。だから、住民の、市民の責任者として、県がこういう考え方なら、立入調査は事業者の信

用を損なうおそれがあるから非公表なのだと、広島県の事務執行に支障が出るから非公表ですよ、こんなことは許されませんよ、絶対に。それは、竹原市の責任者として、竹原市の仕事として、住民の福祉増進、市民の命と健康を守るのが第一義的な優先すべき第一の仕事ではないですか。それから見て、県がこういう極めて不誠実な対応の分を、あなた、市長として許していいのですか。対応をきちっと責任を持って、市民の健康を守る立場から、私はいけないと、県にははっきり物を言うべきだと思いますけど、市長、ぜひ聞かせてください。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今回、御指摘のありました、泡が出るとか臭いがあるとかという水という部分につきましては、御承知のとおり、現在は三原市域のほうに流れていっている水でございます、これについては三原市さんのほうがそういった情報も入れた上で、県のほうにも連絡をされ、県のほうで現在調査中ということでお伺いしております。

現在、事業者の事業活動等の影響ということも考慮をされながら、この調査、調査基準であるとか、あるいはその調査結果の公表等については、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、これにつきましては、議員お話しのとおり、住民の皆さんの御不安というのは、当然、我々の竹原市民の側もでございますでしょうが、それ以上に三原市民の皆さんの御不安というのは非常に大きいものがあると思います。そういった意味で、その当事者といいます三原市さんとも、そういった部分というのはしっかり連携を取りながら、必要な部分については県へも必要な要請というものも考えてまいりたいと、そういうふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 必要な要請は県にしたいということが、私はできていないというのが、率直に言ってそう思うのです。今、市民の多くの方が不安に思って、何でああいう本来、排水の汚染が起こってはいけないことが起こっているのかと。だから、三原市側のところでと言って、他人みたいな、よそごとみたいに言ったらいけないよ、あなたは。本郷産廃場といたら、竹原市に大きな排水が流れてくる、そういった事業ということははっきりしてるわけです。ですから、今のうちに止めないと、だんだんだんだん広がって、対応ってできるのですか。今なら間に合うかもしれない。だから、こんな県が無責任な、立入調査は事業者の信用を損なうおそれがある、県の執行に支障が出る、こんなことで非

公表にするというのはけしからんです、絶対に。

ですから、市長にもう一回言うておくけれども、市民の不安を解消するためにも、ぜひこういった立入調査の結果をきちっと報告する、こういった基準で立入調査が入りますということを初めて結果も含めて公表して、市民がどうだったのかという判断ができるわけです。非公表にしたら何もかも分からないではないか。そのことを私は言っている。

ですから、なぜそこまで言うかといったら、住民の命と健康、福祉増進というのは、何よりも優先する竹原市、自治体の仕事だから言っているのです。ぜひそこは、他人事にするのではなくて、真剣に向き合うべきだと。

それから、この面では、繰り返し私は水源保護条例、これをつくるのが大切だと。端的に言えば、こういった水源保護条例を竹原市がつくらないと、上流域の水源の汚染を防止することはできないと。

それは、前にも言ったように、三重県津市の市長の条例をつくった経験も言いました。そして、竹原市が環境基本条例をつくった、それを今市長が、あなたの責任、当時の担当だったと思いますけれども、竹原市が環境基本条例をつくった。それはなぜかと。その当時に、西条、東広島も含めて、北部の産廃場の数が多く出て、竹原市に流れる水が汚染される、沿岸部でも産廃場の話が出て、住民の反対運動が起こった。これではいけないということで、竹原市の環境基本条例をつくったわけでしょう。それから数年後には、具体的な環境基本計画をつくった。私は、それに基づいて竹原市でも条例をつくるべきだと繰り返し発言をしてきました。率直に言って、この水源保護条例をつくる以外に水源を守ることとはできないと私は思っています。

そこで、端的に聞きたいのは、水源保護条例をつくらなくても、このままずっと水源の汚染を拡大する、そういうことは絶対許されないと、そのために私は水源保護条例が必要だと思っただけけれども、市長として、この条例をつくる以外に、今の水源の汚染、現実に起こった、これを食い止める手段はどこにあるのですか。聞かせてください。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） これまでもいろいろ議論させていただいたところではありますが、この条例につきましては、今のところ作成する予定はないとお答えしております。

といいますのも、これも繰り返しになりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等ございますので、これを上回るような条例はできないということで、条例ではなくこの法律によるものとこれまでも御説明申し上げました。

また、先ほど御指摘いただきました、他人事のようにということをおっしゃいましたけれども、そのようなことは一度も思ったことはございません。今おっしゃいますように、いずれ将来的には竹原市域に流れてくる水にも影響が及ぶはず、こういうことがありましようから、そういったことにならないように、今現在、三原市と連携して広島県のほうにお願いに行っているという状況でございます。

3月に三原市長等とも一緒に県のほうへお願いに行きましたけれども、産業廃棄物処理施設設置に係る生活環境の保全に関する手続を定める条例を策定してくださいということでお願いに上がりました。これは処分場ができる前の手続です、いろんな地元協議であるとか、そういった汚染水に関するものであるとか、そういったものを施設を展開する前に先に取決めをしておこうというものでございます。

水源保護条例に限らず、様々な県条例であるとか法律を駆使しながら、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、部長の答弁で、誤解があったらいけないのは、廃掃法に基づく、それを上回るような条例をつくれないうのは、それは当たり前のことです。法律の上位の条例をつくることはできないのは当たり前ですので、ですから私はそういったことを言っているわけではない。

津市が法律違反をしているのですか。ほかの自治体は、水源保護条例をつくったところが法律違反をしているよというような考えなのですか、そこだけはっきり言ってください。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 津市におかれましては、津市のほうで考えられたことだと思いますが、理念条例と伺っております。実際に条例をつくるのと同じ効果があると思うのですが、法律を遵守しながら、法律を駆使しながら、環境保全に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 津市がつくった水源保護条例というのは、理念条例ではないのです。竹原市は理念条例をつくったけれども、基本計画をつくった、あとは水源保護条例を、個別の条例をつくる、これしかないのです、段取りからすれば。理念はできた、竹原市も、計画もつくっている、あとは個別の条例が、そこでいえば水源を保護する条例、水

道水源保護条例、これが必要なのです。

ですから、この条例は、廃掃法の基準を上回るような条例をつくれということは、一つも言っているわけではない。全国各地でも、水源規制条例は、水源を保護する条例をつくっているわけです。そこは、法律違反をしているということはないのです。そこは、問題があると、今の発言に問題がある。

ですから、津市も、廃掃法の中で独自の水道水源を守るために規制型の水源保護条例をつくっているわけです。これは、法律違反でも何でもありません。市民の飲料水、さっき言った命と健康といいますか、水道法に基づいてきれいな水、これを市民に提供する義務、この水道法に基づいてつくっているわけです、水道水源保護条例を。ですから、法律違反のものでは決してない。津市の条例は理念でもありません。

それをつくったから、実際にいろいろお金もかかっていますがけれども、その条例を根拠にして、実際、撤退させているという結果が出ているわけです、止めているわけです、廃棄物処理場を造るのを。これは、いろんな各地でも、いろんなそういう条例が有効に作用していると。

ですから、市長にぜひその、私が聞いたのは、水源保護条例以外に現実、今起こった水質汚染、竹原市にも身近に迫っているよと、これを止めることができる手段がありますかと、廃掃法の法律に基づいて目視検査をやって、なおかつ法律に基づいてやったけれども、現実には水質汚染が起こっているわけです。これを直視しなくちゃいけない。我々は市民の命と健康を守る、これが最大の使命ではないですか。それから、それを果たそうと思ったら、水源保護条例を今のうちにつくらないと、だんだんだんだんこの汚染が広がってしまう。市民の健康と命が脅かされる。

ですから、厳しく私は指摘して、水源保護条例をつくる以外にどうやってこれを食い止める、市民の不安を、水源汚染を食い止めるのかと、それを聞いているわけですよ。市長、あなたが答えてください、ちゃんと、部長に答えさせるのではなしに。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 副市長及び部長がする質問に対する御答弁を申し上げておりますが、法令を上回る条例措置というものは基本的にはできないというのが、この法令、法律のルールだというふうに考えております。その上で、市域に起こる状況にどのように対応していくかについては、一義的には広島県及び周辺市町との連携を図る中でしっかりとした現象を捉え、また対応していくべきだと思います。その上で、前提となるのは、法令等

を必ず遵守していただく、その遵守していただくためのそれぞれの広島県及び各市町が持つ機能を最大限発揮しながら、各事務について対応すべきものというふうに考えております。今回の件も、そのように対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市長のほうも誤解があったらいけないという、私もさっき説明したつもりだったのだけれども、水源保護条例というのは、法律を上回るといいますか、この条例では決してないのですよ。法律の下位なのだけれども、自治体の権限で、水源を守るための、住民の命と健康を守るための条例をつくって、さっき言った、津市が最初でできた条例だと私は認識しているから、それが有効に作用して、実際、産業廃棄物を止めた。ですから、法律に違反して条例をつくるということは、決してありません。ぜひそれを真剣に考えてもらいたいと、考えるべきだというふうに指摘しておきたい。

次の質問に入りたいと思います。

次は、防災・減災行政に関わる内容ですけれども、先ほど壇上で質問したのですが、ちょっと答弁漏れではないかというふうに思います。

私は、南海トラフに関わって、津波の被害、地震も津波も起こるのですけれども、特にそういった災害が発生した場合に一人では避難行動ができない方ということを指摘して、その名簿云々、対応、支援体制云々ということを申し上げました。

そこで、確認を含めて、したいのは、市にあるハザードマップの中に要配慮者の方の支援という文言があります。それで、要配慮者の方というのは、先ほどの説明では、福祉施設との連携等で要介護とか、そういう認定された方とかという、そういった分が入るのかなと思いますけれども、そうではない方といいますか、だから日常的にはその、生活するのは一人で動いたりできるけれども、いろんな支援がないと避難所まで行けないとか、一人では行けないとか、そういった弱者等と言いました。

ですから、こういった要配慮者の方のそういう、要は市がハザードマップで定める要配慮者の方とは、先ほど言った一人では避難行動ができない弱者、高齢者等含めたというふうな理解でいいでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 要配慮者についての御質問でございますけれども、要配慮者につきましては、例示で申し上げますと、御高齢の方、障害のある方、乳幼児、妊産婦、外国人の方などがこれに当たろうかと思っております。

支援ということで、議員からございますように、施設関係の方から常日頃サポートを受けていらっしゃる方、また地域の方の支えがある方と、いろいろあると思っております。ただ、お一人お一人の全ての項目を我々も把握できているものとは思っておりません。

ハザードマップの例で、議員のほうから地域の役割ということでこのことを御紹介いただきました。これは、地域ぐるみで力を合わせて要配慮者を災害から守ろうという、こちらの考えでございます。こういった災害のときこそ、手助けを身近な要配慮者にと、支えるべきと思っておりますので、そういった意味でも、このハザードマップでこの地域の役割を例示させていただいております。

また、要配慮者とともに、避難行動要支援者ということにもつながろうかと思っておりますので、その点につきましても、地域ぐるみで常日頃の何げない声かけから始まるかと思っておりますが、そういったことから、またケアマネジャーさんと福祉施設との関連もございしますが、そういった方の支えもいただきながら、有事の際、命を守る行動につながりますので、その点は努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 要配慮者の方の内容というのが説明がありまして、私もさっき壇上で言ったのは、津波を例に、いろいろ災害が起こった場合にどうするかと。まず、動ける人は、家族を含めて最大限避難する、自分の命を守ることが話し合われて、しかし肝腎なのは、一人ではなかなか逃げるのは困難、人の支えがあれば、支援があれば、その避難所まで行って、命が救われるという、その要支援者といいますか、要配慮者の方という面で言いました。

そこで、基本的には、名簿を作るといいますか、自治会でそういう、ふだんの声かけとかを含めて、こういった方が支援が要るのではないかと、というのが要支援者、要配慮者の名簿といえますか、これがふだんできていれば、いろんなつながりをつくる中でできていけばいいし、今度はその人の、AさんならAさんを誰が具体的に避難所まで支援して届けるかと、避難させるかという、その支援者といえますか、サポーターといえますか、こういったところまで作っておけば、いざというときに、訓練も要りますけれども、一つの命を助けることもできると、大切な人命を助けることもできるとも思うのですけれども。

何か北部でこういった要支援者名簿と支える人の支援者名簿を作っているということを開きましたけど、その作成状況と、気になるのは、プライバシーの問題の話が出ます。そ

これは、名簿があったほうがいいけれども、いろいろプライバシーに関わるから、それはそこまで踏み込めないよねと、それでいいのかねというのがありますから、私はそういった、どういったやり方がいいというのは、そういった自治会で話されて、こういった趣旨でその名簿を作りますよと、災害が起こったときの名簿を作るよと、その際には、了解しておいてくださいよという、その本人の了解の下で名簿に登録するとか。

あとは、今度は支えるサポーターのほうも、義務的に言われたら困って、よそへ行ったりとかいろいろできないので、それは多いほうがいいのですけれども、そのAさんを避難所まで連れていくのに、1人、2人、3人とかできればいいのですけれども、できるだけ多くのサポーターができるような、登録しておくような、それを作っておけば、いざというときに役に立つのではないかと。

簡単にはできない、プライバシーとかいろいろありますから、時間がかかるのでしょうけれども、そういった一つの方針を持ってやっていくということは必要なのではないのかなということで、北部の例を私は聞いたことがあったもので、北部のこういった例で、作っているよと、それを竹原市で広げたらいいのではないのかと思いますので、その点のお話があれば聞かせてください。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

要配慮者ということで、避難の関係がございましたので、こちらは避難行動要支援者ということで御説明させていただきたいと思いますが、この避難行動要支援者の名簿、議員がおっしゃるように、作成をいたしております。毎年名簿の更新を行っております、昨年度末現在で市内で約4,500人の登録があるというところでございます。

この支援体制についてでございますが、先ほど議員からも御紹介ございましたように、令和3年度から北部のほうで取組を行っております。これは、福祉専門職や地域の住民の方々と連携した個別避難計画策定に取り組んでいるところでございます。要配慮者を含めまして、避難の支援が必要とされる方につきましては、地域の住民の方などの避難の支援を受けまして、避難所まで避難することとしております。

市内の住民自治組織ごとに順次取組を進めているところでございまして、また地域単位での個別避難計画の策定にこれから取り組んでいく地区にありましても、福祉専門職が個々に把握している避難の支援が必要とされる方につきましては、必要に応じてこの個別避難計画の作成を進めているところでございます。

個人情報のお話が議員のほうからもございましたが、情報提供の同意を当然取りまして、この情報の管理は徹底するというものでございまして、名簿の取扱いにつきましては、住民自治組織と取扱いに関する協定を結びました上で、この名簿を提供ということになっております。

ただし、非常時、災害時でございますと、当然、先ほども申し上げましたが、命を守る行動というのが大切でございまして、この情報を、必要最低限ではございますが、有事の際には十分効果が発揮できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 要支援者の名簿といたしますか、それを、サポートを含めて、一番困難といたしますか、なかなか壁というのが、プライバシーの保護の問題が、私が話した意見の中ではありました。

ですから、そういった面と、サポーターも、押しつけ、義務的に行くことになったら、がんじがらめになれば大変なことになりますから、そこは柔軟に、そういう災害が起こった場合は、近くの方を含めて支援に行くと、サポートに行くということができるような日常的な連絡網といたしますか、これがないと、簡単にぱっと全然知らない人に行けといても難しい現状がありますから、地元の自治会でもいろんなふだんからの交流とか、そういった努力をされております。そういったことに対しては、大変敬意を表したいと思うのです。

ですから、そういうプライバシーの問題とそういった日常的な連絡網、つながりというのが、簡単にはいきませんが、そういった粘り強い努力をして、そういった要支援者の名簿とかそれを支える名簿をリンクして、いざというときにそういった人命を救助すると、早く避難させるということにつなげていただきたいなというふうに考えております。

それでは、最後の側溝の問題でお尋ねしておきたいと思えます。

これは、本来、市道の側溝というのは、竹原市道路の構造の技術的基準等を定める条例というのがあって、ここの中には側溝のことも書いて、市が管理するという中にありますと私は理解しているのです。

それで、私の質問に対して、側溝の蓋を設置するのに、住民の方が独自でされている、あるいは竹原市が設置している、こういったことがありますけれども、ここで再質問した

いのは、住民が設置する側溝の蓋について、2つの方法というか、2つの届出が、申請があるということを言われました。施工承認申請、これは設置後、維持管理は竹原市が行うというふうに説明があって、もう一つは道路占用許可申請、これは設置者が維持管理する、住民の方、そういう2種類があって、この一つ、施工承認申請、もう一つは道路占用許可申請、これは現在どれだけの件数が申請されているのか、そういった把握はされていたら教えていただきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 市道の側溝に関する蓋等の手続の件数でございますけども、それぞれ何件あるかというのは取りまとめていない状況でございます。今のその内容でございますけども、それぞれのケースに応じて御相談を受けて対応しているわけでございますけども、件数としては取りまとめていないということが現状でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 分かりました。

それで、その維持管理の上では、そういった申請があるわけですから、ぜひこういう実態に合うような維持管理というのをしていただきたいなど。

それから、その関連でお聞きしたいのは、市が側溝蓋を設置、管理するという事で、要するに狭隘な道路のところは、そういう市が設置、側溝蓋、管理しますよというふうに言われました。

それで、今ですから、昔の車の普及の低いところと、今は車があって、いろいろそこも人も通ったりするわけですから、道路の果たす役割というのは、車ももちろんですけども、人が、自転車、いろんな、歩行を含めて利用しているという現実があるわけですから、先ほど言った、狭隘な通行幅のところは市がやるよというのがありましたから、ざっくりでいいのですけれども、これぐらいの、例えば車が、軽自動車、乗用車があるでしょうけども、車が離合できるというのですか、そういった状態より狭いところは、そういったところの狭い道路は市が設置するよというような、狭い道路のことです、分かりやすく言えば、車が離合できないような狭いところは、市が側溝蓋を設置するよと、管理するよというふうな理解でいいのかどうかをお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 側溝蓋の設置の基準に関する御質問でございます。

市長の答弁でもございましたけども、その基準といいますのは、今は明確なものということではないというような状況です。これについては、個々のいろんな箇所でいろんなお話がございまして、その現地の確認もしながら、どのような対応ができるかということで、個々の事案ごとで判断をさせていただいているというところでございます。

具体的なその道路の幅員が幾ら未満の場合とか、そういったような数値基準のようなものが御提示できれば、明確になるということもございますけども、原則としては、現地それぞれ事情があって、なかなか一律的には明示することは難しいということで、ケース・バイ・ケースで対応しているということでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） こういった側溝問題は、日常的な維持管理、清掃の維持管理を含めて、いろいろ課題があります。特に私の地元でも、5月にそういう側溝の清掃をしましょうと、後泥は回収しますよという連絡が入って、可能な努力はやっているのですが、周りを見てみると、だんだんだんだん、私を含めてですが、年を取って、いろいろ、蓋が重たい、現実重たいですね、これは、蓋を開けて掃除するのは、けがをしないかと、そういったことは実際問題、起こっているわけです。

ですから、そういったところは、一遍に市が全部管理しなさいとは言いませんけれども、そういった困難なところは、要望があればぜひそういった適切な対応といいますか、市民の要望に応えるような対応をしていただきたいということについて最後にお答えいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 側溝の維持、清掃というところの御質問でございますけども、市長答弁のほうでもございましたけども、全延長を行政サイドだけで清掃していくというのは、なかなか実際のところは困難な状況ということで、現在は地域の住民の方々に市としていろいろな御支援の制度を準備した形で、協働で取り組んでいただいているというところでございます。

ですので、そういったような制度があるということを知るといってももちろんでございますけども、何かこういうふうに制度を少し変えればもっと使いやすくなるのではないとか、そういうようなお話があれば、我々のほうとしても積極的に御意見を伺いながら適切に対応していくということで、地域の方との協働ということを前提に取組を進め

ていくべきことかと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時40分まで休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時38分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、堀越賢二議員の登壇を許します。

8番（堀越賢二君） 令和5年第2回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。改進黨の堀越賢二です。どうぞよろしく願いいたします。

今回は2点、そのまず1点目は、企業版ふるさと納税（人材派遣型）についてを質問いたします。

地方創生を目的に、企業が応援したい自治体の地域活性化事業に寄附した場合、税負担を軽くする制度で、企業は寄附の3割を損金に算入でき、最大で6割について法人税や法人住民税、法人事業税の税額控除を受けることができます。これらを合わせて寄附額の最大9割の税が軽減されることになり、企業側にとって大きなメリットであると言えます。また、寄附による金銭的支援のみならず、事業の企画、実施に派遣人材が参画することで、企業側のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなります。また、人材育成の機会として活用することもできます。

内閣府の調査によると、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進のために、インフォメーションテクノロジー（IT）、情報技術にたけた人材を受け入れている企業が多いとのこと。

庁舎移転をDX推進の絶好の機会と捉えて、新しい市庁舎が市民の皆さんにとって利用しやすく、また職員の皆さんにとっては業務の効率化が図れるような施設にしないといけないのではないのでしょうか。今後、事務手続や窓口業務も大きく変化していくことが予想されます。もちろんアナログの部分も大切ですが、デジタル化の波に乗り遅れることなく、即戦力となる人材の確保が急務ではないのでしょうか。企業版ふるさと納税（人材派遣型）を積極的に活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、竹原市立学校適正配置計画についてです。

竹原市立学校適正配置計画が進められている現在、対象となる学区において、保護者や学校運営協議会に対し説明会が開かれましたが、そのときの内容についてお聞かせください。

前回の一般質問で、北部地区の再編において、賀茂川ブロックとして義務教育学校の設立と計画にはありますが、賀茂川中学校を整備して、忠海や吉名のように施設一体型とする予定なのかとお聞きしましたが、施設整備について進展があれば具体的な内容をお聞かせください。

また、地域と一緒にしていた事業などはどうなるのかなど、統合した場合、どうしていくのかとお聞きしましたが、コミュニティ・スクールを推進していく中で、学校と地域のつながりは重要であり、児童生徒の健全育成に必要不可欠だと思います。地域ごとにしっかりと計画されなければならないはずですが、この件での具体的な内容が検討されているのかお聞きいたします。

大乘地区、北部地区、各地区のにぎわいの創出や活性化に大きく影響すると思いますので、所属委員会の所管ではありますが、再度、進捗状況の確認も含め、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の企業版ふるさと納税についての御質問でございます。

本市では、人口減少の抑制、持続可能なまちの実現のため、竹原市まち・ひと・しごと創生推進事業を通じて、産業、観光、歴史文化といった資源を生かしたまちづくりの推進や、子育て支援、関係人口の創出などに取り組んでおり、こうした本市の事業について、寄附を通じて応援いただける企業等を企業版ふるさと納税を通じて募集し、令和2年度から令和4年度末までで延べ14件の寄附を受領しており、文化財の保存、継承、活用など、竹原市の歴史を生かしたまちづくり事業などに活用しております。

また、令和4年度から、豊富なネットワークや専門的知識、ノウハウを有する民間事業者を活用し、潜在的な寄附需要を掘り起こし、企業への直接的な働きかけを強化するため、企業版ふるさと納税マッチングサポート事業を実施し、竹原市の歴史を生かしたまち

づくり事業の取組について、企業版ふるさと納税ポータルサイトや寄附募集用パンフレットなどを通じて広く紹介するとともに、制度面のメリット等も併せてアピールすることで、関心と共感を深め、さらなる寄附の増加に向けて取組を行っているところであります。

さらに、人材の活用に関しては、関係人口創出等の取組に、民間企業が有するマーケティングや調査分析等に係るノウハウ、知見、人脈を活用することを目的に、地域おこし企業人交流プログラム活用事業を実施し、民間企業の社員を一定期間受け入れていることや、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域支援のために、都市地域の方を地域おこし協力隊として委嘱し、当該協力隊員に本市へ移住していただき、本市の魅力向上や地域課題の解決など、地域活性化を図る取組を実施しているところであります。

そうした中で、企業版ふるさと納税の人材派遣型は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、地方創生の一層の充実強化を図ることを目的に令和2年10月に創設され、専門的知識、ノウハウを有する人材が寄附活用事業、プロジェクトに従事することにより、地方創生の取組をより一層強化することができる制度であり、本市におきましても、地域再生計画に記載した地域再生を図るために行う事業を推進するに当たり、活用が可能であると考えております。

今後におきましても、本市の地域再生計画に係る事業内容について、多くの関係者を通じて民間企業へ積極的に周知を図り、企業版ふるさと納税の寄附額増加に取り組むとともに、他市町の事例も参考にしながら、企業版ふるさと納税の人材派遣型の活用も含め、民間企業人の人材活用について様々な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問でございます。

昨年12月に竹原市立学校適正配置計画を策定後、統廃合の対象となっている東野小学校、荘野小学校、仁賀小学校、賀茂川中学校及び大乘小学校の学校運営協議会の委員及び保護者の方それぞれに、計画の概要、目指すべき教育の方向性やコミュニティ・スクールを中核とした義務教育学校の設立等について具体的な説明を行い、御理解と御協力を求めたところであります。

学校運営協議会の委員の方への説明につきましては、3月1日から4月19日まで、保

護者への説明につきましては、3月23日から4月28日の間に、関係する学校全てで終了しております。

これまでの説明会においては、（仮称）賀茂川学園の施設整備の内容、遠距離通学となる児童の通学方法、これまで行っていた地域行事がどうなるのかなど、様々な意見が出されましたが、今後、地域や保護者の代表、校長、行政職員で組織する（仮称）賀茂川学園設立準備委員会において協議検討を行い、統廃合に向けた諸課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

なお、地域の方への説明会につきましては、5月22日に東野小学校区で実施し、今後、仁賀小学校区、荘野小学校区及び大乘小学校区において行う予定としております。

（仮称）賀茂川学園の施設整備につきましては、義務教育学校としての機能を十分に発揮するため、全9学年が1か所で教育活動を行う施設一体型が望ましいと考えております。

その設置場所につきましては、最も敷地及び施設面積の広い現賀茂川中学校に必要な増築、改修を加え、前期課程から後期課程までの児童生徒が学校生活を送ることができる施設とする方向で進めてまいりたいと考えております。

このため、令和7年度を目途としておりました（仮称）賀茂川学園の開校スケジュールにつきましては、設立準備委員会での諸課題の検討や整備に必要な設計、工事の期間を十分に確保するため、令和8年4月以降を目途に、可能な限り早い時期とする見直しを行っております。

これまで地域と学校が連携して行ってきた学習活動、地域行事等の伝統や文化の継承につきましては、地域づくりや子供たちのシビックプライドの醸成等において非常に効果的な取組であると考えております。

全国各地において、コミュニティ・スクールのシステム導入の際に、支援・協力型の地域と共にある学校づくりにとどまる事例が散見されますが、本市においては、本来の目的である地域創生を視野に入れた協働・共創型、同じ目的のために協力して働き、共に創り上げる協働・共創型の地域と共にある学校づくりを目指しているところであります。

このため、教育委員会といたしましては、学校の統合後においても、こうした効果的な取組を継続するための仕組みとして、閉校となる学校の学校運営協議会を統合先の学校運営協議会の部会として存続させ、閉校後もその地域がしっかりとつながるような体制の構築を図る中で、どのようにすればこれまでの取組が継続できるのか、今後のカリキュラム

の改善・作成と並行して、地域及び学校と共に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

それぞれしっかりとした答弁をいただきましたが、まず現在の竹原市の取組状況については、積極的に民間企業などと連携を取りながら事業の推進を図っていく、そういった内容の答弁であったと思います。

今回、私が質問をさせていただいた一番の理由は、壇上でも述べさせていただきましたが、新しく今度の庁舎移転をするに当たり、これをDX推進の絶好の機会として捉えてほしいというところです。

通信環境の整備というのはもちろん当たり前のことではありますけれども、民間企業等が持っているであろう柔軟な物事の考え方、そしてアナログとデジタル、そう両極端な考えではなくて、デジタルの中にもアナログ的な柔らかさであったりとか、アナログの中にもデジタルの特性を生かすもの、そういったようなもの、概念にとらわれない考え方、そういったことであるとか実効性などは民間から積極的に取り入れていく、そういうことが必要であろうと思い、人材派遣型の企業版ふるさと納税ということで質問をさせていただきました。

現在でも、様々な取組を通じて民間の活力を活用されているということでもありますけれども、今回DXの推進というところで、これは今後さらにデジタル化が進んでいく中において、事務事業の効率化、そういったようなものを特に図っていくためにも、人工知能、AIを使った自動会話プログラム、代表的なものでいえばChatGPTというようなものがありますが、現在竹原市においてはこの自動会話プログラムのものを活用しているのでしょうか。その点をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

デジタル化、DXの関連でございまして、議員のほうから今ChatGPTのお話でございました。

このChatGPTにつきましては、自然言語処理技術ということで、よく言われる生成AI、テキストを生成するAIということで、AIは先ほど議員からございましたが人

工知能ということで、こちらを用いるものでございます。

ChatGPTにつきましては、会話形式で質問に答えたり、指示に従って作業を行ったりすることもできるということで、様々な分野で活用されておりまして、今後もその有用性が期待されているところでございます。自治体におきましても、住民サービスの向上や業務の効率化に役立つと期待されているところでございます。

本市につきましては、現在その活用については至っていないという状況ではございますが、今後につきましても様々な仕事に活用され、急速に進歩していくものと思っております。また、もう一方では、リスクの面で、いろんなセキュリティーリスクとか、倫理的な面でいろいろ課題があるようにお聞きしておりますので、当然そういった問題や課題は整理しながら、慎重に活用していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） まさにセキュリティーの問題であったりとか様々な事象というのは、民間のほうがたくさん実績として持っているものだと思いますので、ぜひともしっかりとそういう、この企業版ふるさと納税、企業側にとっても大きなメリットがあるものをぜひとも活用して、人材の確保をしていただきたいというふうに思います。

そして、先ほど答弁いただきましたChatGPT等の活用は、まだいろんな面もあり活用していないということではありますけれども、今現在、働き方改革というものが非常に叫ばれている中、事務事業の効率化を図っていくために利用していくということは、もう必須になっていくものだというふうには考えております。

これは、教育の現場にも波及してくることだろうと思いますが、様々なニュースでも問題になっているように、様々なまだ課題解決をしていかなければならない部分もありますが、そういった問題の中で、それを使うことで手を抜くのではないのかとか、そういうふうな意見等もありますが、私は全くそういうふうな考えは思っていないので、今の事業であったり仕事を補完するといったようなことで、それをメインにして事業をするということでは私はないと思っておりますので、ぜひとも企業版ふるさと納税、積極的に活用するとともに、しっかりとアンテナを張り巡らせていただいて、今、時代はといいますか、非常にもう劇的に大きく変革しています。その動きも非常にスピードが速くなっています。既成概念にとらわれることなく、様々なものを推進していく。

特にこの庁舎移転というものは、ある程度その期日が決まっていますので、そこら辺も

しっかりとDXの推進を図っていく絶好の機会だと思っておりますので、今まで行政として、こういうものだったからこういう対応になったというところではなくて、既成概念を壊していく、それが市民の福祉向上につながる、事務事業の改善につながるといったようなことは、市長が音頭を取って進めていくべきだというふうに思いますが、この件について市長のお考えをお聞かせいただけたらと思っております。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） ChatGPTに関わる問題提起から、庁内の情報化でありますとか、いわゆる庁舎移転に関わっての事務効率化といいますか、スピーディーな対応ということでの御意見、御提言であるというふうに認識いたします。

おっしゃるとおり、庁舎移転という行為は、半世紀に一度あるかないかの大きな仕事というふうに認識しております。おおむねあと一年半程度というふうにも見込んでおりますけれども、もう1年半しかないという認識の下に取り組まなければならないというふうにも思っております。

庁内には、この4月にDXの推進担当という組織、チームを立ち上げて、庁内が一丸となって庁舎移転に向けてどういうことができるのかということと、加えて今、書かない市役所というものの取組も併せて進めております。

いずれにしても、ChatGPTというものは、基本的にはもう時代の趨勢、流れで、いずれはどのような形であろうとも採用されていくものというふうに認識をしております。一方で、議員御指摘のように課題があることも事実でありまして、1つは教育への導入をどうしていくのかとか、課題解決をどう図るのか、1つはいわゆる情報セキュリティ管理の問題だと思っております。

いずれにしても、これは、いわゆるインターネットが庁内に入ってきたのと同じように、当たり前のようにこれは採用されるものというふうに私としては認識をしておりますので、その点について庁内で十分な議論を踏まえ、進めてまいりたいと思っております。

質問にありました、ふるさと納税の企業版ふるさと納税、人材派遣型もそうなのですが、基本、もう企業にとっては最大のメリットがある事業だというふうにも思っておりますので、ぜひ議員各位におかれましても、9割企業が減免できるというものは、恐らくこれが廃止になったら二度とないのではないかというふうに思っておりますし、今だからこそできるものでありますので、竹原市としても、この点については積極的に取り組んだ上で、事業効果が上がるように、また歳入が上がるようにしっかり取り組んでいきたい

というふうにも思っております。よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

スピード感を持って対応していただけるということで、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の竹原市立学校適正配置計画についての再質問をさせていただきます。

先週の総務文教委員会におきまして、竹原市立学校適正配置計画についての報告がありましたので、その部分も含めて再質問をさせていただきます。

まず最初に、（仮称）賀茂川学園の設置場所は、現在の賀茂川中学校で進めていきたいという答弁でありましたけれども、こちらに統合ということになりますと、どうしても改修工事等々が必要になってこようと思います。こちらの投資額について、どういうふうな考えをお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） （仮称）賀茂川学園の設置に当たって、現賀茂川中学校改修工事、それに対する予算、投資額についてでございますが、現在推進しております市立学校適正配置計画につきましては、市立学校適正配置懇話会で答申をいただいた考え方である、コミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校づくり、それを具体的な統廃合の形として示したものでございます。

先ほどの教育長の答弁にもございましたように、義務教育学校は小学校の1学年から6学年と中学校の1学年から3学年、合わせて9学年が同じ学校の中で系統性のある教育を受ける、そういったものであります。

こうした環境を整備するためには、統廃合の対象となっております4つの学校のいずれか、どれかをそのまま活用することはスペース的に不可能ということで、4つの学校のうち、最もスペースが広く、位置的にも通学範囲の中央付近にある校、そういったことなどを総合的に勘案いたしまして、現在の賀茂川中学校を改修して、（仮称）賀茂川学園の校舎とする方向性で考えております。

その経費につきましては、今後も子供の数の減少については将来的に続く見込みであるということ踏まえると、このたびの適正配置計画の終了後にさらなる取組が必要となる、そういったことも想定されることから、予算についてはより効率性が求められると、

そのように考えております。

したがいまして、この義務教育学校としての必要な改修とこの効率的な予算の使い方の両立が図れるように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） そうですね。施設の改修ということになると、大きな予算が動くかと思えます。今までも、忠海学園であったりとか吉名学園でも、その環境、学びの環境の整備のために大きな予算が使われたということもありますけれども、先ほど答弁にもありましたように、これからまだまだ人口減少が進んでいく中で、この賀茂川学園での義務教育学校の設定ということが全てのゴールではないというふうに考えます。

今までも、その2つの忠海学園、吉名学園でのそのメリットであるとか、少しデメリットのようなこともいろいろと問題として提起されたり、好事例として教えていただいたこともあると思います。

とは言いながらも、今回の大きなこの統合は、3つ目の、賀茂川学園、義務教育学校の設定ということになりますので、今まで2つの園の実績があるけれども、これが全てではなくて、現状と次の人口減少、児童生徒の減少、そういうところもにらんだ上で、しっかりとこれから進めていっていただきたいというふうに思います。

効率的な予算の執行というふうにおっしゃられたので、まずまだそこは具体的な数字は今後のことだと思いますので、その点についてはまた委員会等々で協議していくものだというふうに考えております。

ということで、先ほどの9年間、9学年を1か所で教育ということも聞きましたけれども、これは試案ではありますけれども、現在この計画が議会で承認され、進められている中ではありますけれども、北部地区について、現在の小学校の部分を統合して、賀茂川中学校は竹原中学校のほうに統合するといったようなことも、以前には少し考えの中にも持っておりましたが、現在その点について深く問うことは、計画が進んでいる中では、お聞きはしませんけれども、改修費用の工事費の抑制であったりとか、今後推移していくであろう児童生徒の減少、そういったようなものも含めて、コミュニティ・スクールの推進と併せて考えれば、今の計画の中で進めていくことだとは思うのですが、しっかりと現状にあったようなものの捉え方をしていただきたいというふうに強く思います。

そして、次にお聞きしますのは、（仮称）賀茂川学園の設立のスケジュール、こちらの

ほうが1年延期になった、これは令和7年4月にということで、令和8年4月は大乗小学校ということでしたけれども、1年間延期になった具体的な理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） このたび、（仮称）賀茂川学園の設立の1年先延ばしといたしますか、そういった説明をさせていただきました。

その具体的な理由については、北部地域の3小学校と1中学校を統合して創設します（仮称）賀茂川学園の校舎について、先ほどからありますように、現賀茂川中学校を改修して整備する、そういった方向性を決めたところでございます。

そうしたことによりまして、必要となる工事の大まかな内容が分かって、そこから見込まれる設計でございますとか改修工事の工期、それも一定に想定されるという中、また設立準備委員会で今後必要とする学校創設に向けた検討期間を十分に取る必要があるのではないかとか、そういったことを勘案した結果、適正配置計画で示しました令和7年4月を目途とするということにつきまして、なかなか困難ではないかと、困難であると判断したものでございます。

こうしたことから、このたび令和8年度4月以降を目途とする計画の見直しを行いました。先ほどの教育長の答弁にもございましたように、適正配置の取組については、子供の数が少なくなることによって生じる教育的な課題の解決を目的とするということから、可能な限り早く子供たちにとってよい教育環境の整備となるよう、取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

しっかりとした議論の中において少し延長されたということでもありますので、この延長された1年を実のあるものにしていただきますようお願いいたします。

それと、先ほどの質問と少し重なりますけれども、今後、児童生徒が減少していく中で、適正配置計画を進めながらも、今現在の取組であることも継続をしてやっていくことがもちろん大事なことだとは思いますが、次の統合後の取組に、統合先においてのことについてもしっかりと検討をしていく必要があるというふうに思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） さらに子供の数の減少が見込まれる中で、適正配置計画を進めながら、次の取組の必要性、それを御指摘をいただいたところでございます。

確かに、今年度、大体1, 250名ぐらい児童生徒がおりますが、17年後にはこの人数が半分程度になると、そのように推計しております。早期に次の取組の検討も必要ではないかという御指摘につきましては、一定の御理解をさせていただくところでございます。

しかしながら、教育委員会といたしましては、計画期間以降の適正配置の取組につきまして、そのときそのときの教育改革の動向でございませうとか、まちづくりの考え方によりまして、最適な学校配置の在り方、その考え方が変わってくることも想定する必要があると、そのように考えております。このため、適時適切に学校適正配置懇話会を設置し、多様な立場から幅広く検討していただいた上で、時代に合った方向性を出していくことが必要だと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 先ほどありました、多様という言葉ですが、しっかりと、様々な物の捉え方があると思いますので、その点、引き続きよろしく願いいたします。

それと、委員会でも出ましたが、説明会で、いろいろな意見や質問についてでありますけれども、資料の中では少し限られたものしか出ていないと思いますが、これ以外で何かこういうような質問や意見、提案、そういったようなものがあつたかどうかお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 説明会で出された質問や御意見で、委員会資料のほうで紹介したもの以外、どのようなものがあるかということでございます。

説明会で最も質問が多かつたのは、教育長の答弁のほうにもありましたように、（仮称）賀茂川学園の整備に関することと通学支援に関することとございました。これに関して、結構いろいろと深掘りされるような質問が多かつたように記憶しております。

その他といたしまして、多くありましたのは、廃校とする仁賀小学校の校舎を活用して分校化することに当たつての運用方法、例えば校長先生の配置はどうなるのかとか、分校には後期課程の生徒も通えるのか、また仁賀町に居住する児童の指定学校はどこになるのか、そういったことなどでございますとか、適正配置計画を進めるスケジュールについて

て、例えば令和7年4月に間に合うのかとか、進めるのが早過ぎるのではないかと、そういった意見などがございました。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 地域の説明会であったりとか保護者、運営協議会といったようなところで説明会といったようなものを開いていくと、だんだんと地域の皆さんからもいろいろな意見が出てきやすい状況になってきているのではないかというふうに思います。

そういった中で、様々な、意見は意見としてしっかり聞きながら、児童生徒にとって最適な学びの環境を整備していく、そこが何より必要なことだというふうに思います。

そこで、今後の地域の説明会のスケジュールも発表されました。地域によっては、住民アンケートのような動きも起きていたり、そういったようなこともありますし、当初の早い段階の地域説明会といったようなものよりはボリュームも増えてくるかもしれませんが、そこにはコミュニティ・スクールとしての地域との学校の関わり方であったり、先ほどありました、問題としては、通学、賀茂川学園のこういったようなもの、そういったようなことが大きくはあったと思うのですが、地域によって様々変わってくると思いますので、そこら辺はその地域地域に応じてしっかりとまた説明をしていただきたいと思いますし、出た意見もしっかりと吸い上げて、どこが一番、ベストは求めないといけないですけれども、まずは少しベターなところからも検討していく、そういったようなところも必要かと思えます。

そのためには、これはまだ1年間、北部も延長されたということもありますので、その準備期間をしっかり有効なものに使っていただきたいと思いますけれども、今後のそういうふうな説明会や今後の学校の運営の仕方等々について、どういうふうな、その期間を使っていくのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 統合されるまでの期間を準備期間としてどのように有効に使っていくのかという御質問でございますが、適正配置計画を進めるに当たりまして、先ほどから御質問をいただいておりますように、保護者説明会において、統合することによって子供たちが戸惑わないようにしてほしいという意見がいろんな保護者また地域の中からございました。我々といたしましても、そうした意見への対応というものは、必要なことと考えております。

統合するまでの期間におきましては、統合されるまたは統合する学校のそれぞれの児童たちを様々な場面を通じて交流させることによって、統合をした直後に戸惑うことがないように取り組んでまいりたいと考えております。

また、新たな学校、北部の3小学校、1中学校を統合して、義務教育学校を創設することに際しましては、様々な検討する事項があると思っております。その中では、いろんな保護者からの意見等があると思しますので、そういった意見にもしっかりと耳を傾けて、お互いが理解し合う中で、新たな学校の設置に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） この子供たちの学びの環境をしっかりと整備をしていく、今後、竹原だけではなくて、日本を背負っていく子供たちをどういうふうに、どういった学び舎で育てていくか、それは学校の中で学ぶこと、そして地域の皆さんとのコミュニケーションを取りながら、生きていく力を養っていくこと、非常に大切なことだというふうに思います。

校舎が替わってしまうと、なかなかそういったところが今までどおりにいかないのではないかとといったような不安も、特にその部分を耳にすることが多いです、実際としては、それは、子供の学びの環境というよりは、地域としても子供たちと積極的に関わっていきたい、そういった地域のにぎわいの中心として学校がある、今までもそうしたような取組をしてきた、そういったような思いがあっただからこそその地域の声だというふうに思います。

今後とも、しっかりとそういった地域で育んできたものというものは、欠かしてはならないというふうなものだと思っていますし、竹原市としてコミュニティ・スクールの推進をうたっている、これは地域や学校、児童生徒と一緒に育ててきた郷土の文化の伝承であったり、郷土愛の醸成、そして年代が違う、そういったような人ともコミュニケーションを取っていく、人間力や思いやり、感謝の気持ちを育てていく、そういったようなものだというものがコミュニティ・スクールの推進の私は柱だと思っておりますので、それを維持していくことは非常に大変なことだとは思いますが、実際にはそれをどう今後のプログラムといいますか、学校のスケジュールの中に組み込んでいくか、そこも学校の教育現場としても、教育委員会としても考えていかなければならないというふうに思いますが、その取組についてどのようにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） これまで地域と学校がしっかりつながり合うことによって子供を育ててきた、その歴史とといいますか、形とといいますか、それというものは、非常に竹原のどの地もそういった形となっていて、それはとても素晴らしいこと、有意義なものであると、そのように考えております。

こうした地域と学校とのつながりをしっかり維持していくこと、今後どのように取り組むかということでございますが、これまでは古く田万里小学校、また小梨小学校の統合ですとか、最近では忠海地域、また吉名地域での学校統廃合、義務教育学校化を進めてまいりましたが、これらはコミュニティ・スクールの制度がない、そういった時代の中で取組を行ってきたところでございます。

現在コミュニティ・スクールの推進している本市におきましては、冒頭の教育長の答弁にもございましたように、支援・協力型といった形ではなく、協働・共創型、協力して働く、また共に創る、創造する協働・共創型の地域と共にある学校づくりを目指しております。

したがって、このたびの取組によって閉校となります学校の学校運営協議会を、統合先の学校の学校運営協議会の部会として存続をさせる、閉校後も地域がしっかりと学校とつながる体制を構築する中で、しっかりと学校と地域、またそこに教育委員会もしっかり連携をして、協働・共創型によるコミュニティ・スクール、その実践に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

これから大変な作業があると思います。でも、最終的には、何度も申しますけれども、子供たち、児童生徒のしっかりとした学びの環境、そういったようなものを地域も含めてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

いろいろと質問をさせていただきましたが、説明会で出たいろいろな意見や質問があります。そして、今回の私の一般質問、したからどうのこうのということではないのですけれども、先ほど市長にも答弁をいただきましたが、今までこうだったからこういうふうにしなければならないといったような考えではなくて、既成概念にとらわれることなく、いろいろな地域間によっても児童生徒をサポートする体制も違っていると思いますし、様々な、ケース・バイ・ケースでいろいろなことが起きてくると思います。そこは、今までこう

だったからということではなくて、今後そうすることによって問題解決になっていくということであれば、そこは積極的に、踏襲するのではなくて、新しいこれからの学び舎を新しくつくっていく、そういったような大胆な取組をしていただきたいと思います。

そういったような取組も含めて、竹原市立学校適正配置計画が進められている中ではありますが、先ほど質問したことも含めて、教育長の考え方としてどう、答弁にもありましたけれども、地域、児童生徒たちに対してどういうふうに取り組んでいくのか、既成概念にとらわれることなく教育長には取り組んでいただきたいと思います、最後に教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） では、私のほうから、今日の答弁のやり取りも含めまして、考えの一端を述べさせていただきたいと思います。

まず、今日も出てましたけど、学校の存立ということを考えますと、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れて、認め合って、協力し合って、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという、これまでも申し上げていることではありますが、そういう学校の特質を踏まえますと、学校については一定の規模を確保することが必要である、これはこれまで申し上げてきたとおりでございます。

したがいまして、これは皆さんに御理解いただきたいことでございますけれども、学校規模の適正化の検討は、あくまで児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えて、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うものであるということであります。

一方でまた、学校は地域コミュニティの核として、今議員おっしゃったように、地域の交流の場等の機能を併せ持ってきたという、これもまた事実であります。

したがいまして、こういったことから、本市の学校規模の適正化につきましては、あくまでも児童生徒の教育条件の改善を第一義として、その上に立って、地域コミュニティの核としてのこれまでの学校の存在意義をどのように引き継いでいくのか。先ほど壇上の答弁では、文化伝統の継承ということを申し上げましたけども、いや、もっと言えば、これからの時代にふさわしい文化、伝統、それをどうブラッシュアップしていったって、持続可能なものにしていくかというようなことも含めまして、今日ではもう市内全ての学校をコミュニティ・スクールに指定して3年になりますけれども、今日では定着し、学校にも地域の皆さんにも協力していただいて、各学校の特徴を発揮していただくといえますか、コミュニティ・スクールが機能してきております。このコミュニティ・スクールの制度を生か

すことを前提として、今申し上げましたようなことを地域の皆さんと共にしっかり考え、つくり上げていきたいと思っております。

それは、まさに、おっしゃっていただいたように、変化する時代でありますから、我々自身が柔軟でないといけません。しっかりそこらのところは、いろんな情報を集めながら、分析しながら、柔軟な対応でチャレンジしていきたい。言いますと、コミュニティ・スクールで義務教育学校ということでもありますとか、あるいは先ほどのように統合する学校を統合された学校運営協議会の中に部会として残すとか、あるいはキャンパス方式とか、これはまさに竹原モデルに向けて挑戦することなのでありますので、そのあたりを皆さんと一緒に協働、共創していきたいなということを思っております。

今晚も仁賀小学校区域の地域説明会に出ていきますけれども、今までこうやって出て、皆さんの意見を聞いてまいりまして、関係する地域の皆様には、統合に伴い、新たに義務教育学校となるということでの施設面の整備でありますとか、統合後の通学の方法など、そういった物理的なことから、カリキュラムをどのように整備、修正していくのか、そういう教育内容に関わることをはじめ、様々なことについて御心配が多いということを感じ、そこは承知しているところであります。

今後は、統合に向けまして、各校それぞれの保護者の皆様や地域の皆様、そして学校、行政など、関係者で組織する準備委員会をできるだけ早く立ち上げまして、保護者説明会や地域説明会でいただきました細かな事案も含めて、個別具体の課題の解決について、見通しを持ってしっかりと取り組み、解決のために、それぞれの立場がありますけれども、その役割分担をしながら、誰かがするのではなくて、当事者として役割分担もしながら、じっくりと準備に時間をかけていって環境を整えたい、こういうふうを考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって8番堀越賢二議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、6月27日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時31分 散会